

茨木市総合計画 基本計画
第2 専門部会 施策別計画等 修正案

(平成 26 年 8 月 20 日)

施策1. 災害への備えを充実させる

施策概要

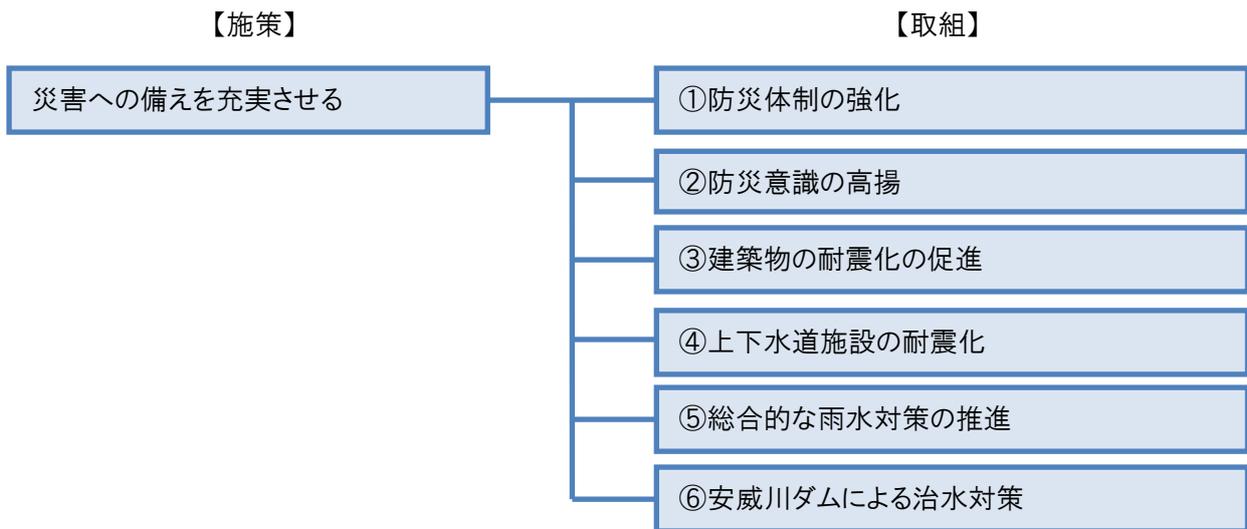
《施策の必要性》

今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は60～70%と言われています。また、局地的豪雨等異常気象の増加も予測されることから、「災害に上限はない」こと、「人命が第一」であることの重要性を再確認し、ハード・ソフト施策を適切に組み合わせた防災・減災対策をより一層推進する必要があります。

《施策の方向性》

防災体制の確立と防災意識の高揚を図り、行政や市民等が災害や有事に際しての役割を認識し備えとともに、耐震化の促進や雨水対策など災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 業務継続計画(地震災害編)
災害発生時にも行政機能を確保し、短期間で平常業務へ復帰する体制を定める計画
- 地域防災計画
災害対策基本法第42条に基づき、自治体が防災のために処理すべき業務などを具体的に定める計画
- 住宅・建築物耐震改修促進計画
今後発生するといわれている南海トラフ地震や直下型地震による人的被害及び経済的被害を軽減させるため、市内の住宅・建築物の耐震化率を95%まで引き上げるための施策などをまとめている計画

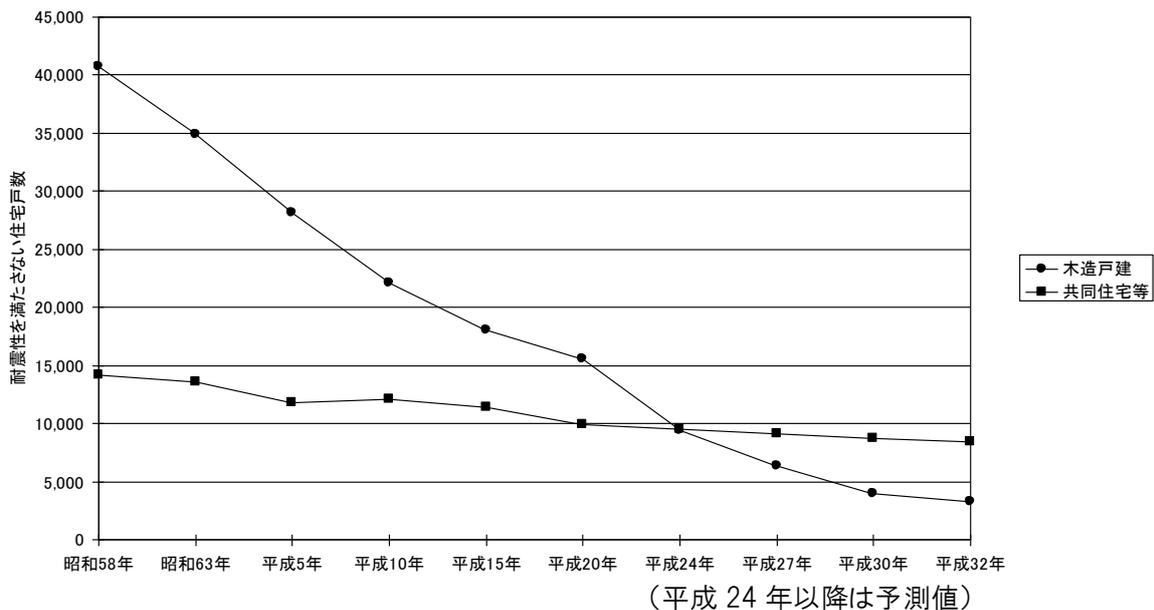
- 危機管理計画(水道編)

水道の安全と安定給水の確保を目的として、災害等の発生時における応急対策を迅速かつ的確に実施する体制を定めた計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワーク等と連携を図り、要援護者対策を強化します。
1-3 障害者への支援を推進する	災害時における避難支援体制の構築や避難施設等の確保に努めます。
3-5 都市間の交流と国際化を進める	災害時における在住外国人への支援に努めます。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	建築物の耐震化を促進します。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	防災空間ともなる道路について、整備を進めます。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	自主防災組織への女性の参画拡大を図ります。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	地域防災力を高めるため、自主防災組織の結成促進・育成に努めます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	防災訓練などの自主防災活動への各種団体・企業等の参画を促進するとともに、ソーシャルメディアの活用などを含め、市民が得やすい形での災害情報発信に取り組みます。

◆耐震性を満たさない木造戸建住宅と共同住宅等の戸数の推移◆



出典：耐震改修計画中間検証

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①防災体制の強化	現状と課題 東日本大震災等の教訓から明らかになったさまざまな課題に対応するため、地域における防災の仕組みを一層充実させるとともに、地域防災計画や業務継続計画（BCP）をより実効性のあるものに更新していく必要があります。また、 ソーシャルメディアの活用 など災害時における情報提供のあり方について、地域での連絡体制等も含め、総合的な観点から検討する必要があります。	市 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織活動の促進や 防災コミュニティづくりの推進及び市民との双方向の情報提供体制の構築 など、 災害時における情報提供の基盤整備の推進に努めます。また、指定避難所の機能を高めるとともに、二次避難施設及び福祉避難施設を充実させるなど災害時要配慮者対策を推進します。受援計画(※1) を策定するとともに、実効性を常に担保するため地域防災計画の見直しを随時行います。
	目標 地域防災計画が充実し、総合的な防災体制が確立しています。全ての小学校区で自主防災組織が結成され多くの市民が日頃から災害に対する備えをしています。	市民 家庭内備蓄や家具の固定など身近な防災対策を講じます。 また、積極的に災害情報を収集するとともに、市への情報提供に努めます。
		事業者・団体 地域防災リーダーが中心となり、自主防災組織の活動を推進し、女性の参画、近隣企業等との連携により、地域防災力の強化を図ります。企業等はBCPの策定に努めます。
②防災意識の高揚	現状と課題 東日本大震災から3年が経過し、災害教訓の”風化”が懸念されています。また、他地域で発生した風水害などは、一年経つと忘れがちになります。次に起こる災害から人命を守るためにも、災害教訓の伝承や家庭・地域での災害への備えが求められています。	市 市民の防災意識の高揚を図るため、大学等とも連携し地域での防災研修会を充実させるとともに、広報誌、ホームページ、防災パンフレットなどを活用し、多様できめ細かな啓発に努めます。
	目標 家庭では、生活物資の備蓄、家具の固定などの自助意識が高まっています。地域では、近隣の災害時避難行動要支援者への支援や初期消火、救出救護活動が行える体制が整い、避難行動、避難生活に関する知識が普及しています。	市民 家庭、地域、職場における各種の災害を念頭に置き、近隣と協力して実態に応じた防災対策を講じるとともに、地域での防災訓練等に積極的に参加し、防災意識を高めます。
		事業者・団体 自主防災組織が中心となり、地域での生活物資、資機材の備蓄や災害時避難行動要支援者の把握に努め、より実践的な訓練に取り組みます。

※1 受援計画とは、大規模災害時に他の自治体や機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れられるようあらかじめ決めておく計画。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③建築物の耐震化の促進	現状と課題	市
	共同住宅等は合意形成の難しさ等から建替えや耐震改修が進まず、耐震性を満たさない住宅が減少し難しい状況です。また、市有建築物の耐震化は、計画の目標値である平成27年度末の耐震化率90パーセント以上を平成25年度末に達成しましたが、全ての施設の耐震化を図る必要があります。	耐震化を促進する支援策として補助制度の拡充や耐震診断・改修の促進を図る環境整備を充実させます。全ての市有建築物の耐震化が早期に完了できるよう、国等の補助を活用し、計画的に耐震診断、耐震改修を実施していきます。
	目標	市民
	多くの住宅及び多数の者が使用または利用する一定規模以上の建築物である特定建築物や公共施設が耐震性を満たしています。	積極的に耐震診断を受診し、耐震性を満たさなかった場合は、耐震改修等に努めます。(建築物を所有する事業者を含む)
		事業者・団体
		耐震診断、改修などの設計、施工に関わる事業者、専門家は耐震化に関する相談など細やかに対応するとともに、専門的知識・最新の技術をいかし、耐震化の推進に協力します。
④上下水道施設の耐震化	現状と課題	市
	既存水道施設及び管路の耐震化を進めており、水道の危機管理計画が策定されています。また、下水道施設の耐震化事業計画を策定していますが、被害を受けた場合の対策計画や下水道BCPの策定が求められています。	水道施設及び管路の耐震化については、重要度などを勘案しながら、計画的に整備を進めます。下水道施設は、地域緊急交通路に埋設された管路の耐震化を優先的に、実施するとともに、また被災時の対策、手順等を「下水道BCP」として取りまとめます。
	目標	市民
	大地震等の災害が発生しても、安全で安心な水道水を供給できる水道施設が整備され、下水道施設の耐震化も進み、下水道BCPが策定されています。	
		事業者・団体

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑤総合的な雨水対策の推進	現状と課題	市
	近年、突発的な豪雨等により雨水流出量が増大し、各所で浸水被害が発生しています。 また、土砂災害の発生も危惧されます。 ハード整備には莫大な費用と相当な期間を要することから、効率的なハード対策の着実な整備に加え、ソフト対策をあわせた浸水対策等を行っていく必要があります。	公共下水道の雨水管整備や雨水貯留施設の設置、歩道舗装における透水性舗装の促進、また既存の水路については市街地における浸水対策に重要な役割を果たしているため適正な維持管理を行い、老朽化した施設の改築等を推進します。 また、土砂災害に関する集落ごとのハザードマップ作成などにより、地域住民の避難行動に役立っています。
	目標	市民
	今後予期できない浸水被害等に対して、行政によるハード整備から市民・事業者によるソフト対策とあわせた総合的な施策により、浸水被害等の軽減が図られています。	ハザードマップによる 危険箇所等 の把握、市民一斉清掃や水防訓練への参加、各戸の雨水貯留施設の設置、豪雨予報前の土のう設置等を実施し、自助・共助に取り組めます。
		事業者・団体
		事業者は、大規模な開発に伴う雨水貯留施設の設置、自主防災組織の設置、市民一斉清掃や水防訓練への参加、豪雨予報前の土のう設置や止水板の設置等を実施し、自助・共助に取り組めます。
⑥安威川ダムによる治水対策	現状と課題	市
	水没地区住民の代替宅地や代替農地への移転も完了し、国の要請によるダム検証の結果、安威川ダムは現計画が妥当であるとの国の対応方針が決定され、ダム建設が進められています。 ダム検証により、ダム本体工事の着手時期が遅れ、ダム建設スケジュールを見直す中、安威川の氾濫を防ぐため、早期のダム完成が求められています。	安威川流域住民の生命と財産を水害の危険から守り、安全なまちづくりを進めるため、引き続き大阪府と連携を密にし、早期に治水効果が発現できるよう、取組を推進します。
	目標	市民
	大雨による安威川の氾濫により、想定される流域の大規模な浸水の被害を防ぎ、住民の生命と財産を守ります。	
		事業者・団体

施策2. 消防・救急体制の充実強化を図る

施策概要

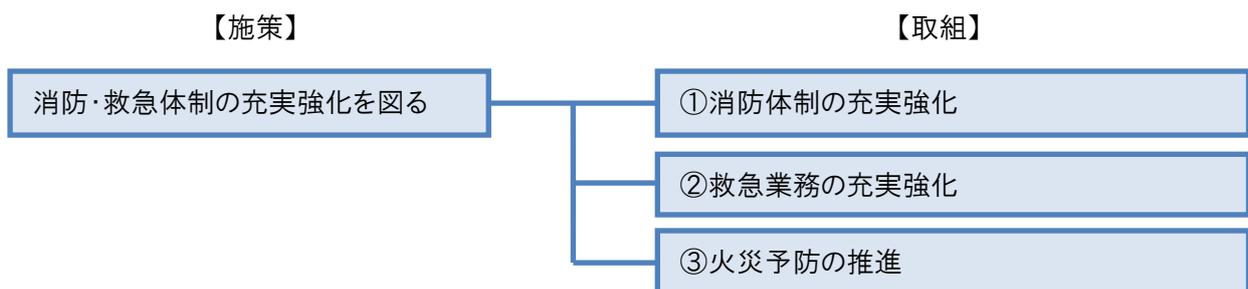
《施策の必要性》

近年、社会を取り巻く環境の変化に伴い、発生する災害はますます複雑多様化し大規模化の傾向にあることから、あらゆる災害に備えた消防力の充実強化が必要であります。また、高齢者の増加に対応するため、救急業務の充実強化を図るとともに、市民や事業所などの防火意識の向上を図る必要があります。

《施策の方向性》

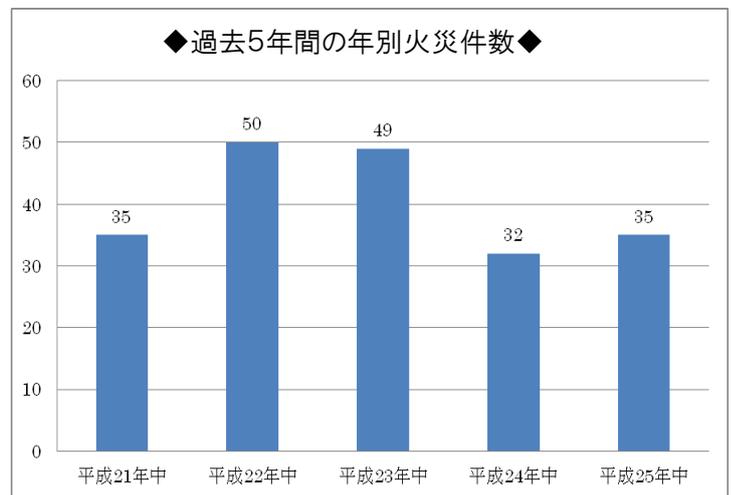
多様な災害に即応する消防体制と高齢化社会に対応した救急体制の充実強化を図るとともに、防火意識向上に努め火災予防を推進します。

《施策を実現するための取組の体系》



関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	防火訪問による高齢者への火災予防を推進します。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	迅速かつ的確な救急活動が行えるよう市内医療機関への搬送率を高めます。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	防災教育、救命講習を実施し将来の地域防災の担い手を育成します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	消防団、自主防災会との連携など、行政と市民との協働による防災体制作りを推進します。



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①消防体制の 充実強化	現状と課題	市
	複雑多様化する災害に対応できるよう消防力(※1)の充実強化を図る必要があります。	消防職員及び消防団員の災害対応力を向上させるとともに、車両等の計画的更新整備を図ります。また、各消防機関との災害現場活動の連携強化を推進します。
	目標	市民
	多様な災害に迅速に対応できる消防体制が整っています。	自主防災訓練などに積極的に参加します。
②救急業務の 充実強化	現状と課題	市
	高齢化の進展などに伴い、救急業務の要請は今後も増大することが予想されることから、円滑な救急活動が行えるよう、救急活動体制の充実強化を図る必要があります。	救急隊員の能力向上に努めるとともに、医療機関との連携を強化し、高齢化社会などによる救急需要の増加に対応するため、円滑な救急活動体制の構築します。また、救急車の適正利用等を啓発します。
	目標	市民
	円滑な救急活動体制が整っています。	救急車の適正利用に努めるとともに、救命講習会などに参加します。
③火災予防の 推進	現状と課題	市
	市民や事業所に対する消防訓練などを通して防火意識を高めていますが、より一層の防火思想の普及に努める必要があります。	防火・防災教育に取り組み、防災思想の普及に努めます。 住宅用火災警報器の設置を促進し、被害の抑制を図ります。
	目標	市民
	防火意識が高まり、火災件数が減少しています。	家庭内で防火意識を高め、積極的に住宅用火災警報器を設置します。
		事業者・団体
		事業所内の消防設備等を適正に管理し、防火意識の向上に努めます。

※1 「消防力」には「消火、救急、救助」などすべてが含まれます。

※2 消防法において、一定規模を有する事業所において設置が義務付けられている事業所の従業員により構成された自衛の消防組織をいう。

施策3. 防犯や多様な危機への対策強化を図る

施策概要

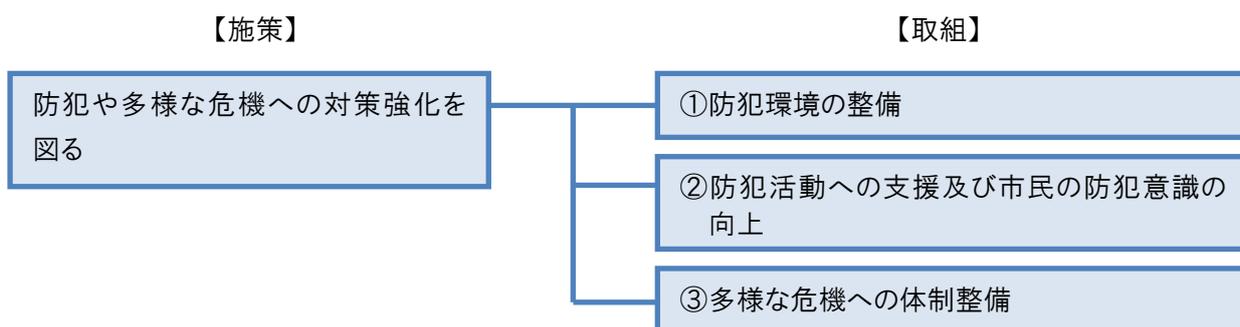
《施策の必要性》

市民の安全安心を脅かすものとして、犯罪や迷惑行為等、モラル低下によるさまざまな問題があり、これまでから対策を講じていますが、今後も効果を検証し、内容の見直しを図りながら、取組を発展させなければなりません。また、新感染症やテロ行為等の市民生活を脅かす多様な危機についても想定し、その対策を進める必要があります。

《施策の方向性》

安全で安心な地域社会を実現するため、市民、事業者、警察及び行政が犯罪のないまちづくりに求められる役割を分担するとともに、連携して、防犯対策の推進と防犯に対する意識の向上を図ります。また、多様な危機に関する情報収集と情報提供を行いながら対策を進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 新型インフルエンザ等対策行動計画

感染力の強い新型インフルエンザ等の発生に対し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく危機管理としての計画

- 国民保護計画

外部からの武力攻撃や大規模テロが発生した場合に市が実施する国民保護措置(市民の避難など)を総括的に記載している計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	更生保護活動と連携し、犯罪のない地域づくりに努めます。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく、対応マニュアルを策定します。
2-4 魅力ある教育環境づくりを推進する	地域・家庭・学校が連携した、子どもの見守り活動を促進します。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	女性や子どもへの犯罪を防止するため、防犯カメラ設置などの取り組みを推進します。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	防犯協会地域支部による青色安全パトロールを支援します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	自治会、茨木防犯協会、警察等との連携を強化し、犯罪防止に努めます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①防犯環境の整備	現状と課題	市
	警察と連携し、街頭犯罪抑止に有効な箇所を選定し、防犯カメラ(市管理)を設置するなど環境整備を進めています。地域での防犯上の危険箇所に、防犯灯や防犯カメラを設置するなどの対策が求められています。	子どもや女性を対象にした犯罪を抑止するためにも、犯罪発生の確認等に限定した利用と、プライバシーの保護に配慮しながら、地域での防犯カメラや 防犯灯 の設置を促進するとともに、地域における防犯組織への支援に努めます。
	目標	市民
	地域と警察と行政が連携を図り、防犯活動に取り組む環境が整っています。犯罪件数が毎年減少しています。	各小学校区内に地域防犯の核となる地域安全センターの設置などにより、行政、学校、警察等との連携強化を図ります。
②防犯活動への支援及び市民の防犯意識の向上	現状と課題	市
	地域防犯力向上に資するため、茨木防犯協会の活動支援を行っています。また、市民の防犯啓発にも努めていますが、さらなる防犯活動への支援が求められています。	現在、市内各地で実施している防災訓練 などの地域行事 に、防犯啓発の内容も取り入れるなど、自主防犯活動の推進を支援します。
	目標	市民
	安全で安心して暮らすために、一人ひとりが高い意識を持ち、市内各地で自主的な防犯活動が活発に行われています。すべての小学校区で安全パトロールが行われています。	地域での挨拶運動や見回り活動などを行い犯罪の未然防止に努めます。
③多様な危機への体制整備	現状と課題	市
	新型インフルエンザ等の感染症の発生や、大規模なテロ行為等に対する市の対応は、行動計画等で定めていますが、これらの危機は予測や予防が困難であるため、関係機関の緊密な連携体制の構築が急がれます。	迅速な対応ができるよう、新型インフルエンザ対策行動計画及び国民保護計画に基づき、対応マニュアルの策定や関係機関との情報伝達訓練等を実施します。
	目標	市民
	多様な危機に対しては、国をはじめ関係機関等からスムーズな情報収集を行い、市民に対して速やかに情報提供が行える連携体制が整っています。	感染症に対する予防対策及び有事の際の避難行動などについて知識を深めます。
		事業者・団体
		開発事業者は、地域コミュニティ及び防犯対策を考慮し、事業を展開します。
		事業者・団体
		集客力のある大規模小売店舗等は、店舗及び周辺の防犯対策の推進に努めます。
		事業者・団体
		被害を最小限に抑え、社会機能を維持するため企業等における BCP 策定等に努めます。

まちの将来像 | **第4章 市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち**

施策4. 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める

施策概要

《施策の必要性》

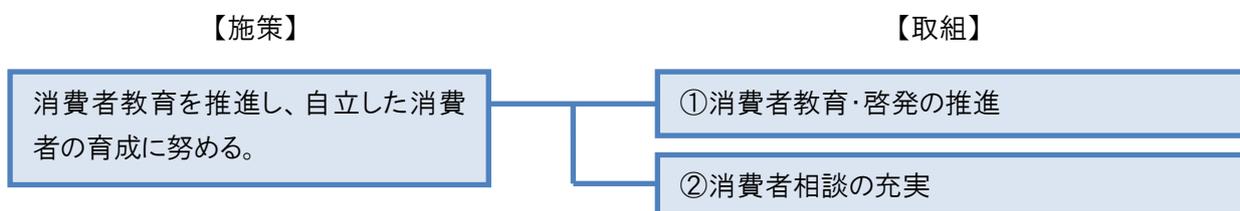
高度情報化、国際化の進展に伴い、消費者トラブルも多様化・複雑化し、子どもから高齢者まで幅広い年代で被害が生じていることから、消費者が自ら選択し決定する力やリスク回避能力、自分の選択が他者や自分の生活へ及ぼす影響などを考え行動する能力等を養うことが重要となっています。

《施策の方向性》

消費生活相談、消費者教育・啓発事業の充実を図りながら消費者意識を高め、『自らの行動のもたらす効果を考え行動できる』自立した消費者(※)を育成するとともに、相談業務の充実や適切な情報提供などにより消費者の安全安心の確保(消費者保護)に取り組めます。

※自立した消費者とは、それぞれの生活実態の中で、消費者トラブルを防止し、自ら安全・安心な暮らしを確保するために、ただ情報を鵜呑みにするのではなく自ら考え学び、またルールを知る努力をしながら、適切な意思決定をし、自分の選択が他者や自分の生活へ及ぼす影響なども考えて行動できる消費者のことを言います。

《施策を実現するための取組の体系》



関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークなど地域相談支援機関と連携し、相談及び啓発の強化を図ります。 民間のボランティア団体や市民活動団体などと連携した安心安全なまちづくりを推進します。(地域レベルでの見守り声かけ活動)
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	学校教育と連携した消費者教育を推進します。(発達段階に即した消費者教育プログラム及び教材研究や積極的な出前講座などの取組)
3-1 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する	生涯学習と連携した消費者教育を推進します。(共同での出前講座や教育啓発資源等の積極的活用)

6-3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	環境に配慮した消費生活を促進します。(共同での出前講座や教育啓発資源等の積極的活用)
6-4 きちんと分別で資源循環をすすめる	環境に配慮した消費生活を促進します。(共同での出前講座や教育啓発資源等の積極的活用)
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	消費者関係団体や地域防犯関係団体等市民団体と連携した安心安全なまちづくりを推進します。(地域レベルでの見守り声かけ活動)

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①消費者教育・啓発の推進	現状と課題	市
	どこでもインターネットにつながる便利な環境にある中、若年者の消費者トラブルが顕在化しています。一方、少子高齢化・核家族化の影響を受け、高齢者世帯の消費者被害も多発しています。 また、「消費者教育の推進に関する法律」では、学校、地域等様々な場において多様な主体による消費者教育を実施するよう定められています。	消費者教育及び教材研究に取り組むとともに、出前講座等を積極的に実施し、消費者被害及び製品事故等の被害拡大防止に努めます。
	目標	市民
	自ら危険回避等をできるだけでなく、社会的弱者などへも配慮し消費行動できる自立した消費者が増加することにより、消費者トラブルが減少しています。	生涯を通して主体的に学び、日常生活の中で消費者としての意識を培うよう努めます。
②消費者相談の充実	現状と課題	市
	個々の相談は高い水準で解決が図られており、今後はさらに被害の未然・拡大・再発防止の観点に立った関連部門・機関との連携を進めていく必要があります。	地域コミュニティや警察など関連団体・機関と情報の共有化を図りながら、相談体制の充実に努めます。
	目標	市民
	被害の未然・拡大・再発防止の観点に立った相談体制が充実しています。	事業者・団体

施策1. 地域経済を支える産業をまもりそだてる

施策概要

《施策の必要性》

農林業従事者の高齢化が急激に進み、依然として担い手不足の状況にあります。都市住民から新鮮で安全・安心な農作物に対するニーズが高まっており、新たな担い手の確保や、地域特性をいかした農林業振興が必要です。また、小売業や卸売業では、生活スタイルや消費者ニーズが多様化する中、集客力を維持できず活力が低下しており、製造業を中心とする事業者においても、産業環境や経済状況の変化の下、移転や統合、廃業など厳しい経営環境となっています。

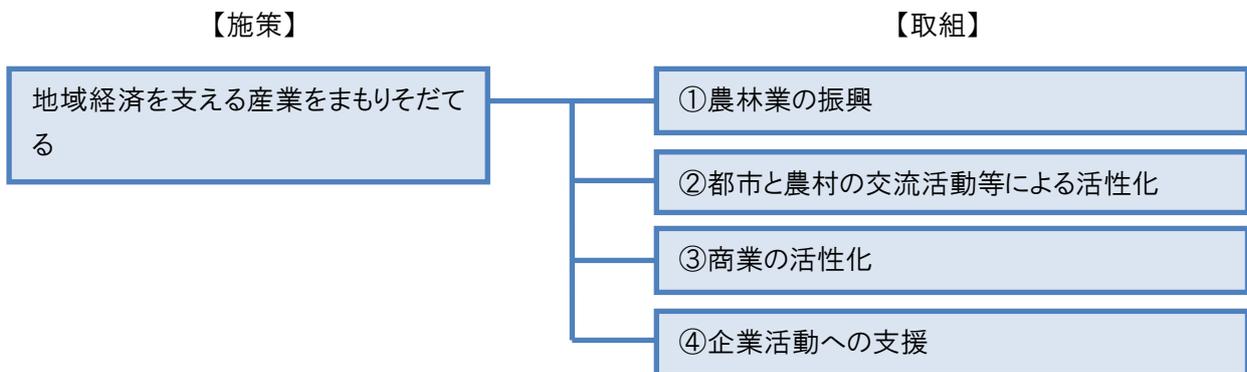
これらの状況下、まちの発展へ向けて、便利で楽しみのある商店街づくりや市内事業所の事業継続・成長を支援する必要があります。

《施策の方向性》

本市の農林業は、都市近郊立地の特性をいかし、都市と農村の交流を基軸とした地産地消の取組や、適切な森林整備が進むとともに、地域ぐるみでの営農や都市住民、企業等の新たな担い手を育成します。

また、商店街が便利で楽しみのある場所として、買い物客や地域住民で賑わい、市内企業が安定的に事業を継続し、成長を遂げるなど、活力あふれるまちづくりを進めていきます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 農業振興地域整備計画

農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を推進するため、農業生産基盤や生活環境施設、農業近代化施設の整備計画、農業経営の促進計画や担い手の確保に関する計画などを総合的に定めている計画
- 農村振興基本計画

農村地域の振興を図るため、地域の将来像を明確化し、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備のみならず、生活環境の整備やその他の政策を、地域住民参加のもとで定める計画
- 森林整備計画

地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方を定める計画
- 産業振興ビジョン・アクションプラン

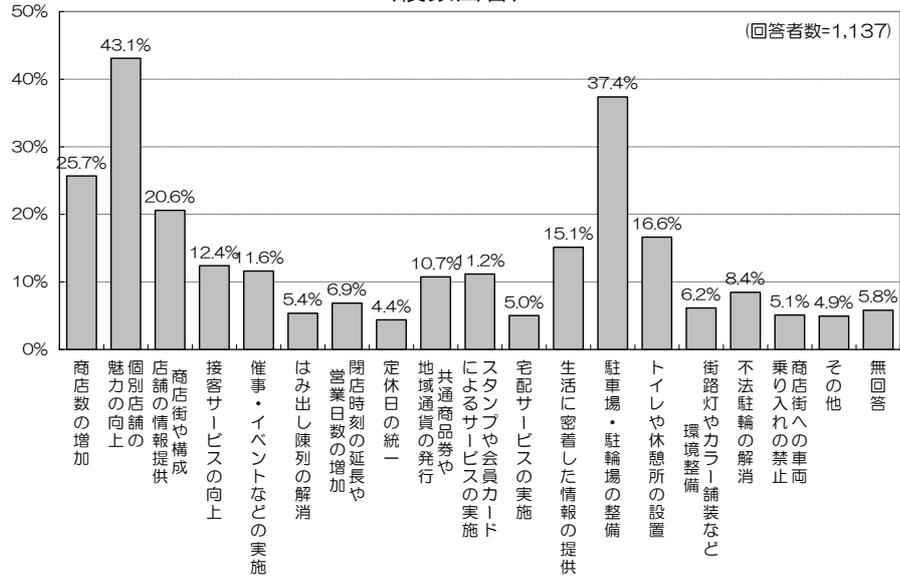
平成22年3月に、10年先の産業やまちのあるべき姿を描いた「茨木市産業振興ビジョン」を策定し、「茨木市産業振興アクションプラン」は、そのビジョンの実現に向けて、早期に着手する5つの重点施策を中心に取り組むべき内容や推進体制などを示す行動計画
- 中心市街地活性化基本計画

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために、多様な主体が参画した実効性のある具体的方策を定める計画

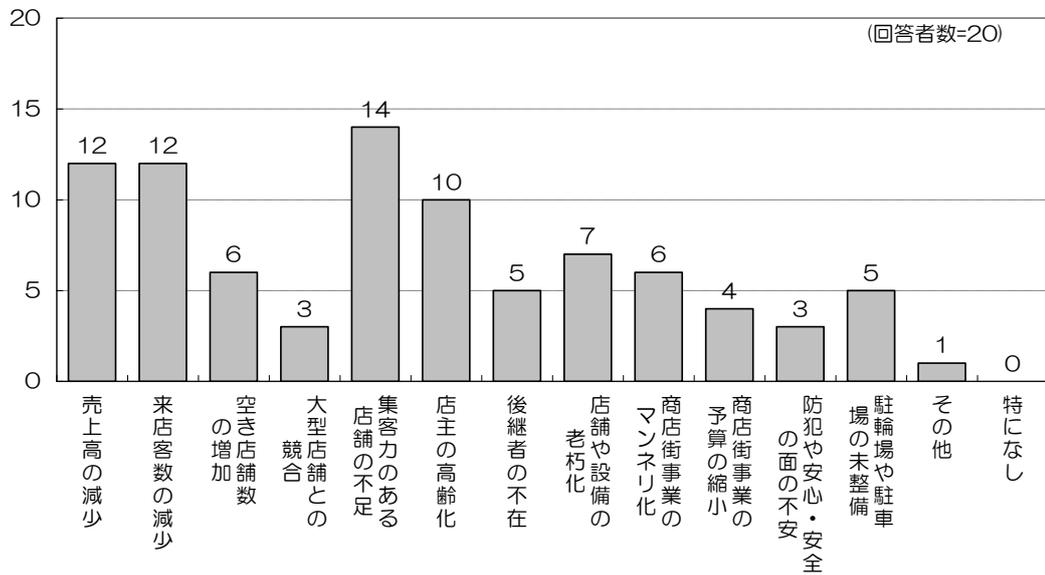
関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	安全・安心な農作物が給食で供給されるように推進します。
3-4 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる	都市と農村の交流と商業活性化の観点から、観光の振興と連携して推進します。
5-2 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる	地域経済の活性化に向けた施策を連携して推進します。
5-6 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる	活力あるまちづくりをめざし、施策を連携して推進します。
6-2 バランスの取れた自然環境をつくる	農林業を通じた自然環境の保全を推進します。

◆消費者を対象としたアンケート「市内の商店街を魅力的にするために重要な取組」◆
(複数回答)



◆商店街を対象としたアンケート「商店街が抱えている問題」◆
(複数回答)



◆商業集積地の事業所数・従業者数・年間商品販売額・売場面積(2007年)◆

(単位：箇所、人、億円、㎡)

	事業所数	従業者数	年間商品 販売額	売場面積
商業集積地計	743	6,128	937	127,041
本町地区商業地域	29	89	7	1,142
総持寺駅前東地区商業地域	42	281	28	3,221
J R 駅前東地区商業地域	50	387	52	6,129
ソシオいばらき	36	137	12	1,195
阪急茨木駅前東地区商業地域	101	1,255	222	23,781
春日地区商業地域	43	224	22	2,639
永代地区商業地域	13	69	5	1,412
J R 駅前西地区商業地域	50	296	40	4,680
総持寺駅前西地区商業地域	20	138	14	1,737
大池・並木地区商業地域	28	120	22	3,551
阪急南茨木駅周辺地区商業地域	54	417	71	5,034
元町地区商業地域	75	335	35	4,491
別院町地区商業地域	38	290	36	4,180
大手町地区商業地域	21	100	11	1,719
ロサビア	47	230	32	3,519
アル・プラザ茨木	21	555	99	15,741
マイカル茨木	75	1,205	230	42,870

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①農林業の振興	現状と課題	市
	本市の農家林家のほとんどが兼業農家で、従事者の高齢化や担い手不足から、耕作面積は減少し、森林は手入れが行き届かなくなりつつあります。	生産基盤や生活環境基盤を整備するとともに、集落営農の組織化や都市住民、企業等の担い手の確保に努めます。 また、有害獣防止柵設置や森林整備を支援します。
	目標	市民
	農業生産施設や農村生活環境が整備され、さまざまな担い手により、農業が営まれ、安全・安心な農作物が市民に供給されています。また、適切な森林整備が進んでいます。	組織化された営農の共同作業に参加します。また、農林産物を活用した加工品の使用に努めます。
		事業者・団体
		農林業従事者は営農の組織化を図り、担い手の確保に努めます。また、農林産物を活用した加工品の開発に努めます。 農協等において営農指導の強化を図ります。また、実行組合や水利組合が地域の共同作業を企画・実施します。 建設業においても大阪産材の使用に努めます。
②都市と農村の交流活動等による活性化	現状と課題	市
	「見山の郷」や「みしま館」をはじめとした直売所・青空市での販売や、農業祭等のイベントを通じた都市と農村の交流が行われています。 農業にふれあえる市民農園や体験農園を推進する必要があります。	直売活動を通じた地産地消の取組を推進するため、特産品等の栽培や6次産業化の取組を支援するとともに、体験農園やイベントの開催状況の情報発信に努めます。 市民農園や体験農園の開設を促進します。 また、北辰中学校跡地において、周辺農地と連携した体験農園や集客施設の整備を推進します。
	目標	市民
	農業に関連したイベントが市内各所で行われ、都市住民との交流が活発化し、地域が活性化しています。 市民が市民農園での野菜作りや体験農園で楽しんでいます。	イベントを通じて農業への理解と市域で栽培される農産物を購入できる直売所を利用します。 市民農園等で農業にふれあいます。
		事業者・団体
		企業による農林業支援を実施するとともに、イベントを企画し、他のイベントに参加します。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③商業の活性化	現状と課題	市
	消費者ニーズや生活スタイルの変化に伴い、利便性の高い新たな大型ショッピングセンターに買い物客が流れ、従来の小売・卸売事業者の業績が減少しています。また、まちを楽しめる機会の増加が求められています。	地元商業 の活性化に向けて、来街環境の整備や創業者の支援に努め、利便性の向上を図るとともに、イベントや店舗の情報発信などの取組を支援します。
	目標	市民
	商店街が、利便性が高く居心地のいい場となり、複合型ショッピング施設と共生しています。また、まちなかに魅力ある商店が集まり、多様なイベントが開催され、楽しみに訪れた人々でにぎわっています。	市内での イベント参加 や消費活動に努めます。 事業者・団体 事業者は、地域の安心安全や利便性向上に寄与する取組を推進するとともに、イベントや店舗の魅力を広く発信するなどの魅力づくりに努め、地域と密着した商店街づくりをめざします。
④企業活動への支援	現状と課題	市
	グローバル化、少子高齢化等による産業構造や社会経済情勢の変化を受け、企業にとって厳しい経営環境となっています。企業の操業継続を支援する施策を展開し、市内産業の活性化を図ることが求められています。	市内企業への個別訪問やワンストップ相談を通じ、市と企業の間を深めるとともに、企業の操業継続の支援に努めます。 また、経済の国際化に対応した企業活動に協力できるよう、関係機関と連携を図ります。
	目標	市民
	市内企業が操業を継続し、発展成長することにより、地域経済が発展しています。 事業者・団体 事業者は、産業構造等の変化に対応するため、新製品・新技術の研究開発等に努め、競争力を高めます。	

施策2. 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる

施策概要

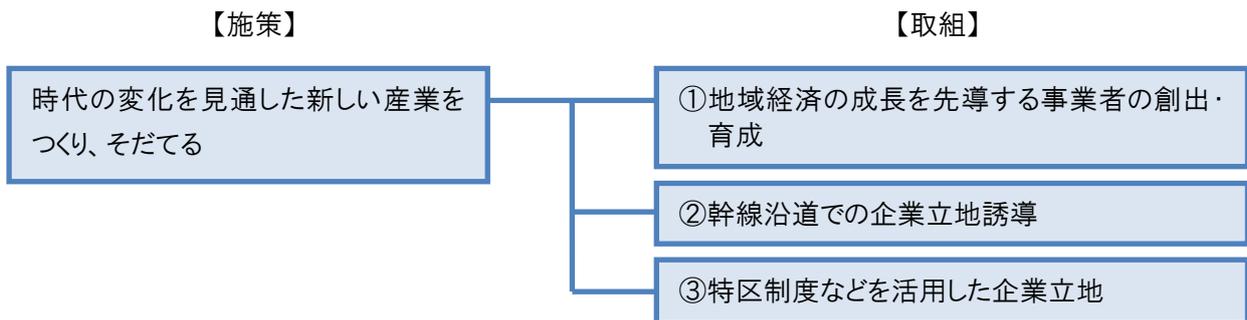
《施策の必要性》

グローバル化や人口減少社会到来による産業構造、社会経済情勢の変化により、企業の生産拠点の移転や集約が進む中、特区などを活用した成長産業の集積、新商品開発などによる既存産業の活性化、さらには、地域との連携や人材育成等の地域経済の活性化へ向けた対策を講じる必要があります。

《施策の方向性》

特区や企業立地促進奨励金などの企業支援施策を活用し、バイオ・ライフサイエンス分野など成長産業の集積や幹線沿道等での物流施設など本市の地域特性をいかした企業立地を進めます。また、多様なビジネスの創出とともに、育成された人材がいきいきと活躍することで、活力がみなぎるまちづくりを進めていきます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

● 産業振興ビジョン・アクションプラン

平成22年3月に、10年先の産業やまちのあるべき姿を描いた「茨木市産業振興ビジョン」を策定し、「茨木市産業振興アクションプラン」は、そのビジョンの実現に向けて、早期に着手する5つの重点施策を中心に取り組むべき内容や推進体制などを示す行動計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
3-3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する	デザイナーやクリエイターの進出を促進するため連携を行います。
5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	地域経済の活性化に向けた施策を連携して推進します。
5-4 地域特性を活かした都市づくりを計画的にすすめる	幹線沿道や彩都などの土地活用について企業誘致の観点から連携し、進めていきます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	コミュニティビジネスなど新たなビジネスの手法と地域の人材との連携を行います。

◆彩都ライフサイエンスパークの現状(平成 26 年 5 月末時点)◆

立地状況	計画	現状
区画数	20 区画	19 区画
面積	約 15.5ha	約 14.9ha

◆インキュベーター施設の入居状況(平成 26 年 5 月末時点)◆

区分	計画	現状	
		入居	社
彩都バイオインキュベータ	33 室	33 入居	18 社
彩都バイオヒルズセンター	10 室	10 入居	5 社
彩都バイオイノベーションセンター	19 室	18 入居	11 社
計	62 室	61 入居	34 社

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成	現状と課題	市
	産業を取り巻く環境が変化してきており、大学等の知的財産、企業の技術力、地域のつながりや人材などをいかし、競争力をもった新しい事業を創出する仕組みづくりを進める必要があります。	新事業の創出やコミュニティビジネス等の新たなビジネス手法の活用に対し、大学、企業、地元金融機関、地域の人材等がそれぞれの強みをいかせる、連携体制の基盤整備を進めます。
	目標	市民
	クリエイターや研究者といった知識・技術を持った人材の活躍で、個性あふれる新しい事業が創出されています。また、事業者、大学、地元金融機関、行政や市民がそれぞれの強みをいかして、地域産業の活性化に取り組んでいます。	地域の人材やノウハウ、施設、資金を活かして、地域課題の解決や地域の活性化に取り組んでいます。
②幹線沿道での企業立地誘導	現状と課題	市
	大阪府内や他府県を結ぶ地域幹線軸が縦横に交差しており、広域的な交通利便性に恵まれています。この地域特性を活かした企業立地が求められます。	周辺環境に配慮しながら、幹線道路沿道への物流施設など地域特性をいかした立地促進に努めます。
	目標	市民
	交通利便性など本市の地域特性を活かし、幹線沿道において、これからの時代にふさわしい物流などの 企業立地が進んでいます。	幹線道路沿道においては農業との調和に留意しながら、土地区画整理事業等の手法により、企業立地につながる土地利用を協力して進めます。
③特区制度などを活用した企業立地	現状と課題	市
	工場等の移転・撤退が続く産業の活力に不安が生じていることから、今後の社会経済情勢に対応しつつ、地域産業の成長を先導する競争力を持った成長産業の事業者の創出や育成、また、それら事業者の集積を図る必要があります。	特区制度や企業立地促進奨励金などの企業支援施策を活用し、成長産業の集積促進を図ります。
	目標	市民
	特区制度や企業立地促進奨励金などの支援施策により、バイオ関連や環境関連など成長産業の集積が進み、市内企業とのビジネスマッチングなどの経済効果が生まれ、地域経済の活性化が図られています。	事業者は、交通利便性をいかした進出活動を進め、市民の雇用に努めます。
	目標	事業者・団体
		産学官で構成する「関西イノベーション国際戦略総合特区(北大阪地域)」の推進主体である北大阪(彩都等)地域拠点協議会において、特区事業の 具体化 に関する協議・調整を行います。

施策3. 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる

施策概要

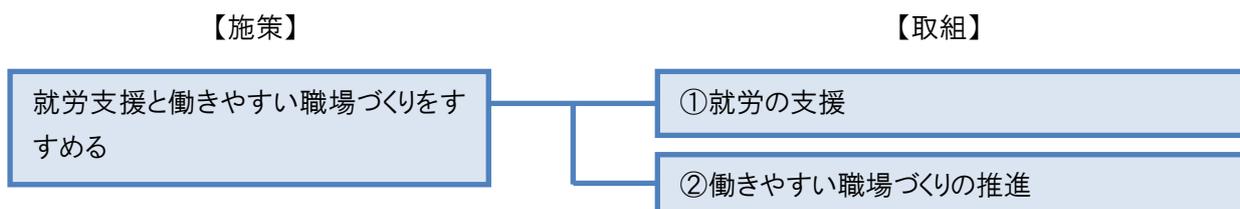
《施策の必要性》

働く意欲はあるが就労にあたり困難な要因を抱える人(就職困難者)や不安定な就労を余儀なくされている人が、その能力や希望に応じた就労を実現できることが求められています。また、大企業と中小企業の労働条件等の格差が生じているとともに、ハラスメント、過重労働など労働問題が散見されていることから、市内事業所で働く人々の福利厚生や労働環境の改善を支援する必要があります。

《施策の方向性》

働く意欲はあるが就労にあたり困難な要因を抱える人(就職困難者)や不安定な就労を余儀なくされている人の能力と希望に応じた就労を支援する施策に取り組みます。また、市内の事業所において、働く人々が安心して、いきいきと働くことができる職場づくりを促進する施策に取り組みます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 産業振興ビジョン・アクションプラン
平成22年3月に、10年先の産業やまちのあるべき姿を描いた「茨木市産業振興ビジョン」を策定し、「茨木市産業振興アクションプラン」は、そのビジョンに向けて、早期に着手する5つの重点施策を中心に取り組むべき内容や推進体制などを示す行動計画
- 第2次茨木市男女共同参画計画
国や府の男女共同参画基本計画等を踏まえ、少子高齢化の進行や家族・地域社会の変化、社会情勢の変化などに対応し、男女共同参画社会を実現するための施策を示す計画
- 次世代育成支援行動計画(第3期)
すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

- 茨木市障害者施策に関する第3次長期計画

障害者施策を推進するための基本理念、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針となる計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	高齢者に対する就労支援を連携して推進します。
1-3 障害者への支援を推進する	障害者に対する就労支援を連携して推進します。
1-4 生活困窮者への支援を推進する	生活困窮者に対する就労支援を連携して推進します。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	ひとり親家庭等に対する就労支援やワークライフバランスに関する施策を連携して推進します。
2-5 青少年が心豊かにたくましく成長できるよう推進する	ニート等の若者に対する就労支援を連携して推進します。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	職場のハラスメントなど企業における人権問題に関する施策を連携して推進します。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	女性に対する就労支援やワークライフバランスに関する施策を連携して推進します。

※ハローワークいばらきの有効求人倍率を掲載予定

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①就労の支援	現状と課題	市
	雇用情勢は改善の傾向にありますが、就職困難者の就職は依然として厳しい状況にあります。 希望する就労を実現するため、自らのスキル向上をめざす人を支援する必要があります。	関係機関と連携し、企業見学会や合同就職面接会、求職者のスキルアップ支援などさまざまな就労支援施策を行います。また、障害者雇用などの理解を深めるため、啓発を行います。
	目標	市民
	若者、女性、障害者などが、その能力と希望に応じた就労を実現しています。 市民や学生の市内における就労と、市内中小企業等の人材確保が促進されています。	希望する就労を実現するため、スキルアップ等に努めます。
②働きやすい職場づくりの推進	現状と課題	市
	職場でのハラスメント事例や過重労働など、労働者の権利侵害が起こっています。 労働環境の変化に伴い、労働関係法制の整備等が行われていますが、事業所規模により、労働条件や福利厚生などの格差が存在しています。	働きやすい職場づくりや、労働基準法等の労働法制について周知、啓発を行います。また、労働に関する身近な相談窓口を設置するとともに、市内事業所で働く人々の福祉の増進を図るため、勤労者互助会を支援します。
	目標	市民
	働く人々の権利が守られるとともに、雇用が安定し、安心していきいきと働いています。	職場環境や労働法制について、関心を持ち理解を深めます。
		事業者・団体
		事業者は、障害者やひとり親家庭の方などの就労について理解を深め、その雇用に努めます。
		事業者・団体
		事業者は、労働基準法などの労働関係法令を遵守し、誰もが働きやすい環境づくりや勤労者の福利厚生の充実に努めます。

施策4. 地域特性を活かした都市づくりを計画的にすすめる

施策概要

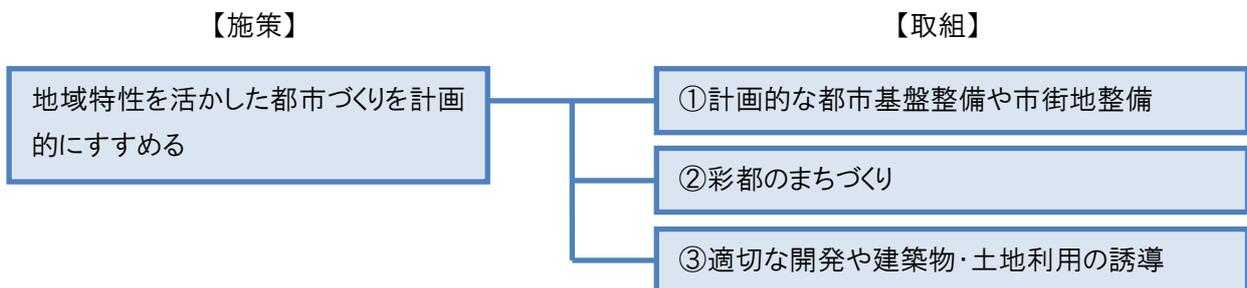
《施策の必要性》

本市は国土軸に位置し、交通利便性に優れた立地であり、都市の活動も、広域的な視点から進められています。一方、近年、経済のグローバル化等から、企業の移転や流出が見られます。将来にわたって活力ある都市であり続けるためには、広域的な交通等の基盤整備と良好な住環境や魅力ある産業環境等の形成をさらに推し進め、都市機能が適正に配置された総合的な機能を備えた都市づくりを計画的に進める必要があります。

《施策の方向性》

広域的な都市基盤施設の充実を図るとともに、計画的な市街地整備や地域特性をいかした土地利用の誘導を図り、強み(ポテンシャル)をいかした整備を推進します。また、住、働、学、憩という都市において行われる機能を備えたまちづくりを進め、活力と魅力の増進に取り組めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

● 都市計画マスタープラン

市の都市計画の基本的な方針を示し、10年後のまちの将来像と必要な施策展開方針等を整理し記載する計画

● 景観計画

景観法を活用した今後の景観行政の全体像を示し、市民、事業者、行政それぞれが将来の景観のあり方を考え、共有し、住み続けたいまちを未来へ継承していくための計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
5-2 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる	幹線道路沿道や特区制度を活用した企業立地に関して、周辺環境に配慮した適切な土地利用や建築物の誘導を図ります。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	景観計画や緑の基本計画に即して、地域の生活環境や景観に配慮した良好な土地利用や開発を誘導します。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	都市計画施設の計画的な整備や必要に応じた見直しにより、秩序ある市街地の整備を進めます。
5-9 市民・民間による都市づくりを促進する	民間活力の活用や、住民による地域づくりと連携し、地域特性をいかした土地利用を誘導します。

※用語の使い分けについて

都市計画と都市づくり、まちづくりは以下のように使い分けを行います。

都市計画 …… 法や制度としての都市計画や学問領域、理論をさす場合に使用

都市づくり …… 都市計画や都市整備など、市としての大きな方針に係わる活動を指す場合に使用

まちづくり …… 地域における住民、企業、行政等による自律的で継続的な環境改善に関する活動をさす場合に使用

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①計画的な都市基盤整備や市街地整備	現状と課題	市
	<p>広域的な都市基盤整備等においては、国・府・近隣自治体等と協議し、連携した取組を進めています。</p> <p>大規模な開発や工場跡地の再開発等の土地利用にあたっては、地区計画等の制度を活用し、計画的で秩序ある市街地整備を進めています。</p> <p>また、既成市街地における駅周辺施設の再整備のニーズが高まっています。</p>	<p>広域的に影響を及ぼす都市基盤や大規模施設については、関係機関等と連携し、協議を進めます。</p> <p>広域幹線道路沿道については、土地区画整理事業や地区計画等を活用し、適正な土地利用を誘導します。</p> <p>既成市街地についても市街地再開発事業等を活用し、持続可能な市街地の形成を推進します。</p>
	目標	市民
	<p>関係機関や事業者と連携し、広域的観点から都市づくりに取り組んでいます。</p> <p>また、地域の実情に応じて、適宜適切に土地利用制度が見直され、時代の変化に対応した計画的な市街地整備が進められています。</p>	<p>地区計画や建築協定、景観協定の活用等、地区の状況に応じた自発的なルールづくりにより、生活環境の維持や向上に努めます。</p> <p>土地区画整理事業等により、良好な市街地環境の形成と整備に取り組みます。</p>
		事業者・団体
		<p>広域的に影響や効果を及ぼす大規模な開発において、開発事業者は、住民のニーズや社会経済情勢の把握、周辺への配慮に努め適切な土地利用を検討し、本市及び関係機関等と協議・調整を行います。</p> <p>また、土地区画整理事業や地区計画等を活用し、計画的な市街地整備に協力します。</p>
②彩都のまちづくり	現状と課題	市
	<p>西部地区は現在約7,600人の方が居住し、中部地区は造成工事に着手しています。</p> <p>東部地区の一部では事業化に向けた取組が進められており、新名神や名神に近接している立地をいかした流通業務の拠点等としての整備が望まれます。</p>	<p>西部・中部地区では良好な住宅地の形成や企業等の誘致を進めていきます。東部地区は、社会経済情勢や周辺環境の変化に対応したまちづくりを、民間の活力等を活用しながら、段階的に進めていきます。</p>
	目標	市民
	<p>東部地区のまちづくりについては、民間の活力等を活用しながら段階的に進めています。</p> <p>西部・中部地区は良好な住環境等の維持形成と企業等の誘致を進めています。</p>	<p>住宅地にあつては地区計画等を活用することで、地域住民が主体となって良好な住環境の維持に努めます。</p>
		事業者・団体
		<p>彩都建設推進協議会を中心とした彩都計画を進める事業者等は、東部地区の開発を進めるにあたって、社会経済情勢、周辺環境の変化や地権者の意向等を踏まえ、将来を見通したまちづくりを推進するとともに、新たな産業創出につながる企業等の誘致に努めます。</p> <p>進出企業等は地域への貢献に努めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③適切な開発 や建築物・土 地利用の誘 導	現状と課題	市
	<p>開発指導要綱に基づく指導や都市計画制度等の活用により、市街化調整区域における無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、市街化区域や既成市街地においては良好な生活環境や操業環境の整備に努めるなど、適切な土地利用の誘導を図っています。</p>	<p>開発許可基準の適正な運用や適宜適切な都市計画の見直しなどにより、社会経済情勢の変化や時代ニーズを捉えながら市の発展につながるよう、必要に応じて土地利用の誘導を検討します。</p>
	目標	市民
	<p>地域の土地利用形態の変化を見通した適宜適切な土地利用誘導や開発指導により、良好な生活環境や操業環境の形成を進めています。</p>	<p>建築物を建築する際には、景観や周辺の住環境に調和した計画となるよう努めるとともに、地域住民が主体となって、地区のルールづくりに取り組み、将来にわたって良好な生活環境が維持できるよう努めます。</p> <p style="text-align: center;">事業者・団体</p> <p>大規模な開発や土地利用転換を進めるにあたり、事業者は、住民のニーズや社会経済情勢の把握、周辺地域に配慮し、将来を見通した計画的な土地利用を検討します。 また、緑空間の確保や景観、周辺住環境に配慮した計画となるよう努めます。</p>

施策5. 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる

施策概要

《施策の必要性》

快適で豊かな住宅・住環境は、行政による公共施設の整備だけでは実現できず、住民、事業者の活動が大きな役割を果たします。都市に関わる全ての主体が、その役割を理解し、住みよい環境形成に取り組むことが重要なのです。都市計画などの制度は、住民や事業者の活動を誘導することで、良好な環境や景観形成のため設けられていますが、よりよい環境を創り、守り、育てていくための意識づくりやルールづくりが必要です。

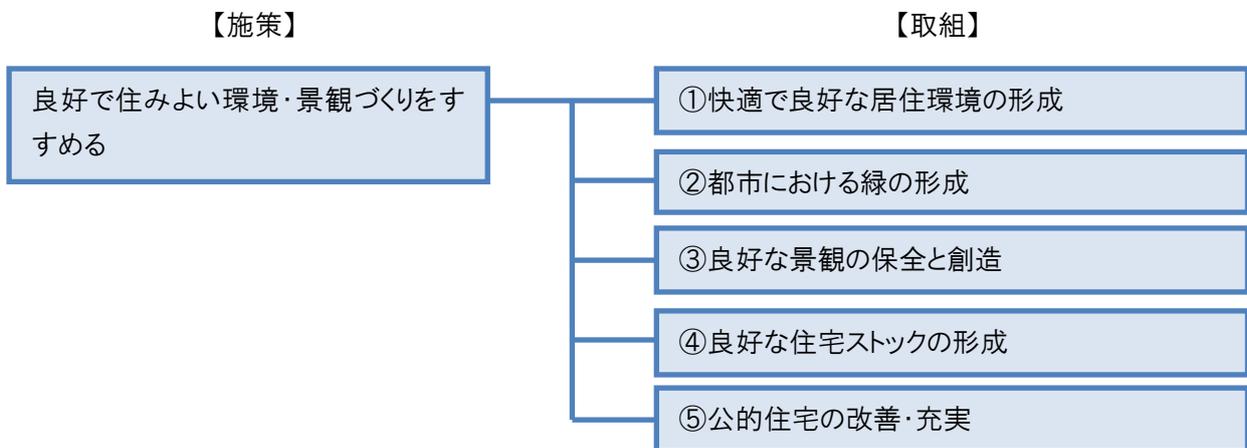
また、水とみどりは、良好な環境形成に大きな役割を果たすものであり、その保全と創造に取り組むことが必要です。

《施策の方向性》

住民、事業者による開発や施設の管理が、良好な環境を形成することを基本に住みよいまちを創るため、計画の共有、ルールの作成、適正な運用と適時適切な見直し、住民への支援などを行い、快適な住環境や美しい街並みが魅力的で将来にわたり住み続けたいまちをめざします。

また、緑地の適正な保全と緑化を推進し、自然とのふれあいや水とみどりをいかしたうるおいのある環境づくりをめざします。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 都市計画マスタープラン
市の都市計画の基本的な方針を示し、10年後のまちの将来像と必要な施策展開方針等を整理し記載している計画
- 緑の基本計画
緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を定める計画

- 景観計画

景観法を活用した今後の景観行政の全体像を示し、市民、事業者、行政それぞれが将来の景観のあり方を考え、共有し、住み続けたいまちを未来へ継承していくための計画
- 市営住宅長寿命化計画

市営住宅を安全で安心な住まいとして長期間にわたって確保するため、予防保全的な観点から耐震改修や外壁改修、屋上防水等の修繕や改善の計画を定め、長寿命化による維持管理費の削減と修繕等の事業量の平準化を行い、併せて管理・運営に関することを改善することにより、効率的・効果的な活用を図る計画
- 住宅・建築物耐震改修促進計画

市における建築物の耐震化を計画的に促進するため、必要な施策や啓発及び知識の普及等の必要事項を定める計画

関連する施策と連携の内容

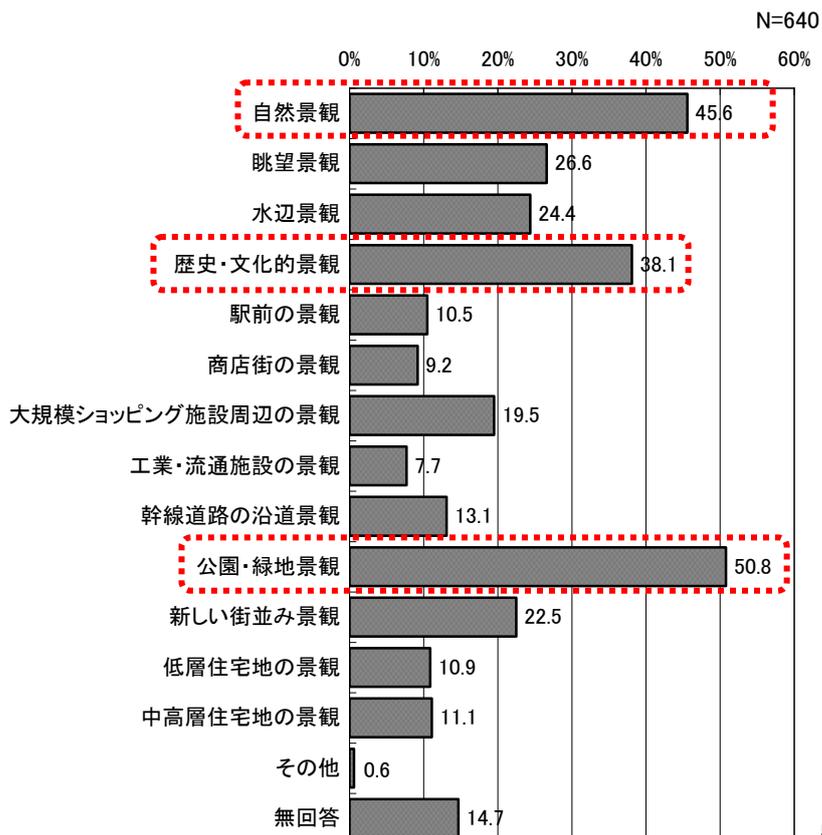
関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	居住環境の向上やバリアフリー化の促進により、高齢者が安心して生活できる良好な住宅の形成に努めます。
4-1 災害への備えを充実させる	建築物の耐震化を促進することにより、安全で良好な住宅ストックの形成を図ります。
5-4 地域特性を活かした都市づくりを計画的にすすめる	適切な開発指導や土地利用誘導により、快適な住環境や美しい街並みの形成を推進します。
5-9 市民・民間による都市づくりを促進する	住民による地域づくりの支援を行うことにより、良好な居住環境の維持・創出を図ります。
6-2 バランスの取れた自然環境をつくる	緑の基本計画や景観計画に基づき、公園の再整備や公共空間における緑化の推進により、都市のみどりの充実に努めます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	大学などの多様な主体と協働し、快適で良好な居住環境の形成を推進します。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①快適で良好な居住環境の形成	現状と課題	市
	高度地区による高さ制限や地区計画の導入により、各地域の実情に応じた適切な規模の建築物の立地や、周辺環境に配慮した土地利用の誘導を進めています。	住民活動への支援を行い、住民の合意と相互協力による地区計画や建築協定、景観協定の導入等を図るとともに、創意工夫により魅力ある計画となるよう、民間建築物における総合設計制度の活用を促進します。
	目標	市民
	市民・事業者・行政の協働により、居住環境の保全と向上に努めています。	地域住民間での協力や行政・事業者との連携により、良好な居住環境の維持・創出に努めます。
②都市における緑の形成	現状と課題	市
	都市計画公園や緑地、民間の開発に伴う公園の整備により、都市における緑空間の充実を図っています。 整備後相当年数の経った公園については利用実態を把握し、利用者のニーズに沿った再整備を進めていく必要があります。	整備後、相当年数が経過している公園について、住民ニーズや地域の実情に即した再整備を検討します。 開発にあたっては緑空間の確保や配置に留意した指導に努め、公共施設の整備にあたってはオープンスペースを確保し、質の高いデザインによって周辺の景観や環境との調和に努めます。
	目標	市民
	都市における緑空間の再整備や充実が進み、住民の利用を促進できる都市空間が形成されています。	庭先の植栽や地域の公共空間における緑化活動に取り組み、緑のあふれる美しいまちづくりをめざします。
		事業者・団体
		開発事業者は、開発に伴う公園の整備においては、適切な規模の確保や利用しやすい配置となるよう努めます。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③良好な景観の保全と創造	現状と課題	市
	茨木市景観計画及び景観条例を制定し、市民・事業者・行政の協力により、山並みや田園等の美しい自然の保全、建築物の形態意匠の誘導や民有地の緑化の推進によるうるおいと落ち着きのあるまちなみの整備など、地区の特性に応じた良好な景観の形成に努めています。 各主体が担い手としての自覚を持ち、長期的に良好な景観づくりに取り組むことが望まれます。	茨木市景観計画及び条例に基づき、官民協働による魅力的な景観の形成の推進を図ります。 また、地域の歴史文化をいかし地域の魅力向上につなげていきます。
	目標	市民
	市民・事業者・行政の協働により、美しい景観は市民共通の財産として、創る・守る・育てるという意識の共有と実践が進んでいます。	一人ひとりが景観形成の担い手であり、建築行為等において、各自が周辺に配慮するという意識を持ち、良好な景観の創出に努めます。 地区レベルで、市民が主体性・責任感・愛着心を持ち、自主的な取り決めによる景観の創出に努めます。
		事業者・団体
		開発事業者は、地域社会の一員として、その事業活動が周辺の環境に与える影響を十分考慮し、良好な景観の形成に努めます。

◆自慢できる、茨木市民として誇れる景観◆



取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④良好な住宅ストックの形成	現状と課題	市
	住まいの安全を確保するための住宅の耐震化に対する補助金の交付や、良質な住宅ストックを形成するための長期優良住宅の認定などを行っています。今後も長期にわたり持続可能な住宅の供給や支援、市民への住まいに関する情報提供の充実を図っていく必要があります。	市内の住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や改修の補助を行います。 居住水準の向上、バリアフリー化の促進や、住宅の長寿命化等のための制度の周知と普及に努め、市民の居住環境向上を図ります。
	目標	市民
	良好な住宅が供給され、市民の居住環境が向上しています。	住まいの安全確保のため、耐震診断や改修に取り組みます。 長期間にわたって安心して住むことができる良質な住宅づくりや住まい選びに努めます。
		事業者・団体
		事業者は、耐震診断や改修に関する市民への情報提供を行い、耐震化が促進されるよう努めます。 開発事業者等は、住宅の長寿命化のための制度の活用等により、市民に良質な住宅ストックを提供するよう努めます。 リフォームに関する情報提供や支援、中古住宅の流通促進に努めます。
⑤公的住宅の改善・充実	現状と課題	市
	良質なストック重視の住宅施策の展開が求められる中、公営住宅分野については、厳しい財政状況のもと、効率的かつ効果的な更新を行い、公営住宅の需要に的確に対応することが求められています。そのため、公営住宅ストックの長寿命化を図り、維持管理コストの縮減に繋げることが重要となっています。	市営住宅を適切に維持管理することにより、良質なストックの形成を図り、安全で安心な住まいの確保と長期的な活用を行い、セーフティ・ネットとしての役割を果たします。 公的住宅の住まいに関する情報提供を行います。
	目標	市民
	公的住宅の改善・充実に努めています。	
		事業者・団体
		適切な維持管理により、良質なストックの形成を図り、安全で安心な住まいの確保と長期的な活用を行い、セーフティ・ネットとしての役割を果たします。 公的住宅の住まいに関する情報提供を行います。

施策6. 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる

施策概要

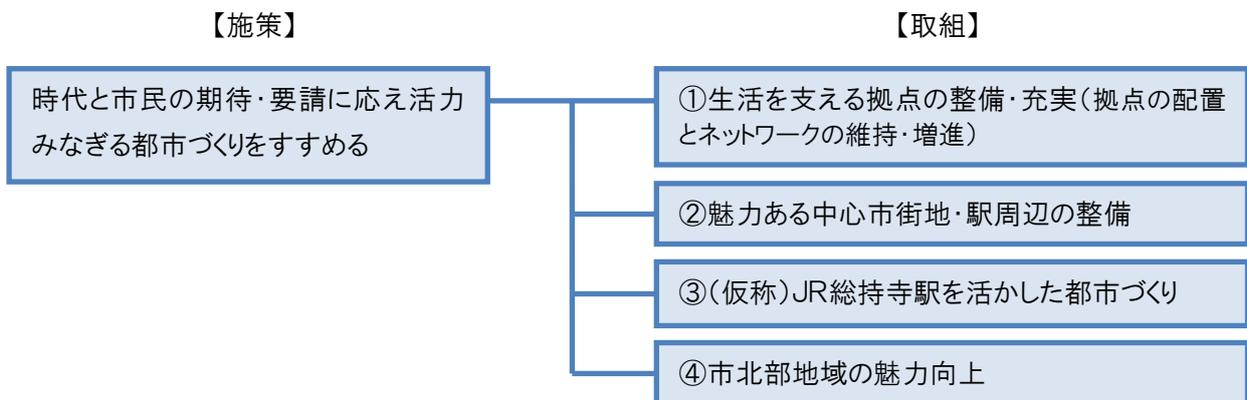
《施策の必要性》

時代の変化に対応し、都市間競争を生き抜く魅力あるまちであり続けるためには、集約型都市構造への転換や都市魅力の向上など、これからの社会を見据えた取組を進めていかなければなりません。本市で進みつつある主要プロジェクトによる効果を市全体に広げ、長期的な視点のもと、新しい発想で、時代の流れや市民のニーズに応えるまちづくりを進めていく必要があります。

《施策の方向性》

将来にわたって住み続けたい、さらに活力ある都市として成長・発展させていくという視点から都市構造を捉え、生活を支える都市機能を維持・向上させるとともに、中心部における魅力ある地域、拠点への再生、北部地域をはじめとする豊かな文化、自然資源等をいかし効果を高める取組などにより、これからの時代を先導する活力あるまちづくりを進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 都市計画マスタープラン
市の都市計画の基本的な方針を示し、10年後のまちの将来像と必要な施策展開方針等を整理し記載している計画
- 総合交通戦略
「住み続けたい元気なまち」を実現するために、市にふさわしい交通のあり方を交通体系として整理し、歩行者、自転車、自動車と公共交通を対象とした計画的な交通施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
3-3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する	中心市街地における文化活動の拠点づくりや歴史・文化の活用による地域の魅力づくりを推進します。
3-4 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる	北部地域の観光資源をまちの魅力向上のための拠点として、整備・活用します。
5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	都市と農村の交流を図り、地域産業活性化に努めます。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	公共交通の維持・充実と生活拠点の利便性向上により、地域の生活環境の向上に努めます。
5-9 市民・民間による都市づくりを促進する	民間活力や住民による地域づくりを促進するための公共施設の維持・充実を図ります。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	市民や市民団体、大学等との協働のまちづくりにより、魅力ある賑わいの拠点形成を図ります。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①生活を支える拠点の整備・充実(拠点の配置とネットワークの維持・増進)	現状と課題	市
	<p>市中心部のJR及び阪急の駅前広場の再整備や(仮称)JR総持寺駅の設置等、公共交通の結節点となる駅や駅周辺等の拠点整備が進められています。</p> <p>これら拠点間のネットワークの維持・増進を図るとともに、各地域拠点において生活に必要な都市機能の維持・充実を図り、コンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。</p>	<p>市内各地域における生活を支える拠点となる駅や駅周辺等の整備と、必要な公共施設の機能の維持・充実を図ります。</p> <p>また、交通をはじめとしたネットワーク機能の維持・増進に努めます。</p>
	目標	市民
	<p>公共交通の結節点となる市の中心拠点や地域の生活拠点の整備により、都市機能が維持・増進され、地域の生活環境が向上しています。</p>	<p>生活拠点における施設や公共交通の利用に努めます。</p>
②魅力ある中心市街地・駅周辺の整備	現状と課題	市
	<p>都市として発達を遂げてきた本市においても、商業環境の変化等による駅前や商店街の利用者の減少が課題となっています。</p> <p>一方で、長年地元で愛されている店舗や個性豊かな新規店舗による賑わい創出の動きが見られます。</p>	<p>駅周辺の再整備やシビックセンター環状道路の一方通行化、回遊性のある商業地区づくりにより、魅力ある賑わいの拠点形成を図ります。</p> <p>また、中心市街地活性化協議会の設立や基本計画の策定に向けて取り組みます。</p>
	目標	市民
	<p>駅周辺や中心商業地区の再整備が進み、人々が楽しく散策し、集う活気あふれる空間となっています。</p> <p>起業家への支援などにより、魅力的な商店等が生まれています。さらに、市民や市民活動団体等の協働の賑わいづくりの活動が実を結び、中心市街地に賑わいが生まれています。</p>	<p>魅力ある中心市街地・駅周辺の再生に向けて、利用者の視点から課題を見つめ、商業者と共に、安全で快適に利用できる歩いて楽しい商業地区の形成や、賑わいの拠点づくりに取り組みます。</p>
		事業者・団体
		<p>商業・交通・サービス等市民の生活を支える事業を営む事業者は、地域住民が利用しやすい生活利便施設の充実に努めます。</p> <p>交通事業者は、交通事業者間の連携や、各行政機関等との協力により、公共交通の利便性向上を図ります。</p>
		事業者・団体
		<p>中心市街地で活動する事業者は、個性があふれ、新しい魅力を発信できる商業活動を展開します。</p> <p>また、NPOをはじめとする市民活動団体等との対等な協働関係を築くとともに、自立した組織として賑わいづくりに取り組みます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③(仮称)JR総持寺駅を活かした都市づくり	現状と課題	市
	平成30年の(仮称)JR総持寺駅開業に向けて、JR、民間事業者、茨木市が連携・協力し駅建設及び周辺整備を進めるとともに、他の公共施設とのネットワーク強化を図る必要があります。	(仮称)JR総持寺駅建設に伴い、駅前広場やアクセス道路及び周辺道路の整備を推進するとともに、地域の公共交通の強化を図ります。 周辺の施設、資源との連携を図り、地域の魅力向上に努めます。
	目標	市民
	(仮称)JR総持寺駅が開業することで、まちの新たな拠点が誕生し、同駅や阪急総持寺駅周辺地域の活性化が図られています。	まちの新たな拠点や周辺施設を積極的に利用することにより、地域の賑わいづくりに参加します。 事業者・団体 協力して(仮称)JR総持寺駅周辺整備を進めている開発事業者は、同駅へのアクセス道路や駅前広場等の周辺環境整備に努めます。
④市北部地域の魅力向上	現状と課題	市
	北部地域には緑豊かな自然や歴史環境があり、憩い・癒しの場として市民に親しまれています。 彩都、安威川ダム、新名神高速道路などの大規模プロジェクトが行われており、周辺施設との相乗効果による魅力向上が期待されています。	安威川ダムや新名神などの周辺整備を行い、既存資源や新たに生まれる資源が結びつく取組を推進し、プロモーション活動等、北部地域の魅力発信に努めます。 また、観光拠点を含めた公共交通の確保を検討します。
	目標	市民
	市北部が良好な住環境と観光資源を備えた魅力ある地域として整備され、多くの都市住民の方との交流が増え、活性化が図られています。	地域住民や学生、市街地に住む人など、多くの市民が北部地域の施設の利用やイベント等への参加を通じて、賑わいづくりに関わります。 事業者・団体 北部地域で観光や農業等に係わる事業を展開する事業者は、北部地域の施設運営、イベント等の企画、実施に取り組み、北部地域の魅力づくりに積極的に関わります。

施策7. 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる

施策概要

《施策の必要性》

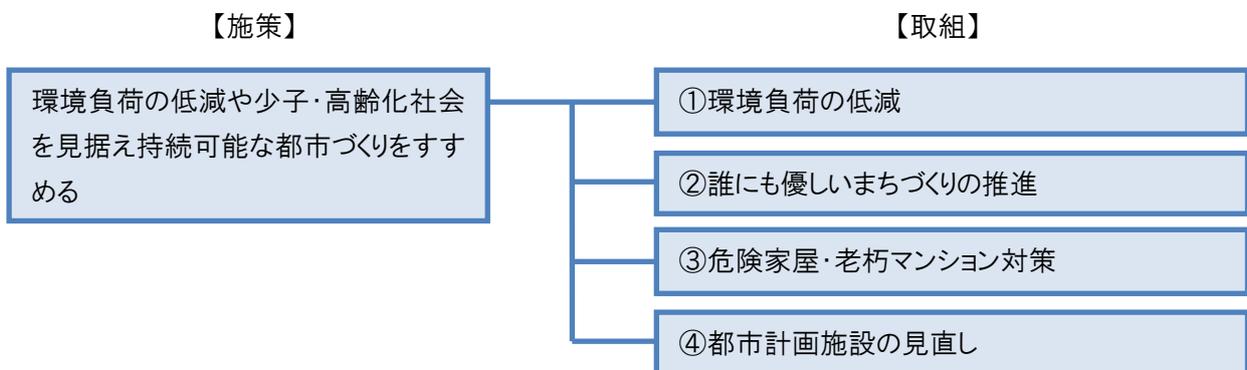
地球規模で進む環境問題に対応した低炭素・循環型の都市への転換、少子・高齢社会に対応したまちの活力の維持・増進、これから顕在化してくると予想される老朽化した住宅の放置、社会資本の老朽化への対応、維持管理コストの増大などの課題に対応し、持続可能なまちとなるよう、市・市民・事業者が協力して取り組んでいく必要があります。

《施策の方向性》

限られた資源を有効に活用し、地域内で循環する省エネルギー型の都市をめざすとともに、誰にもやさしい福祉のまちづくりや、既存のストックの活用や施設の長寿命化などを進めていきます。これにより、将来にわたって住み続けることができるまちをめざします。

今後も増加すると懸念される空き家については、所有者への働きかけを行うほか、まちづくりへの活用をめざします。

《施策を実現するための取組の体系》



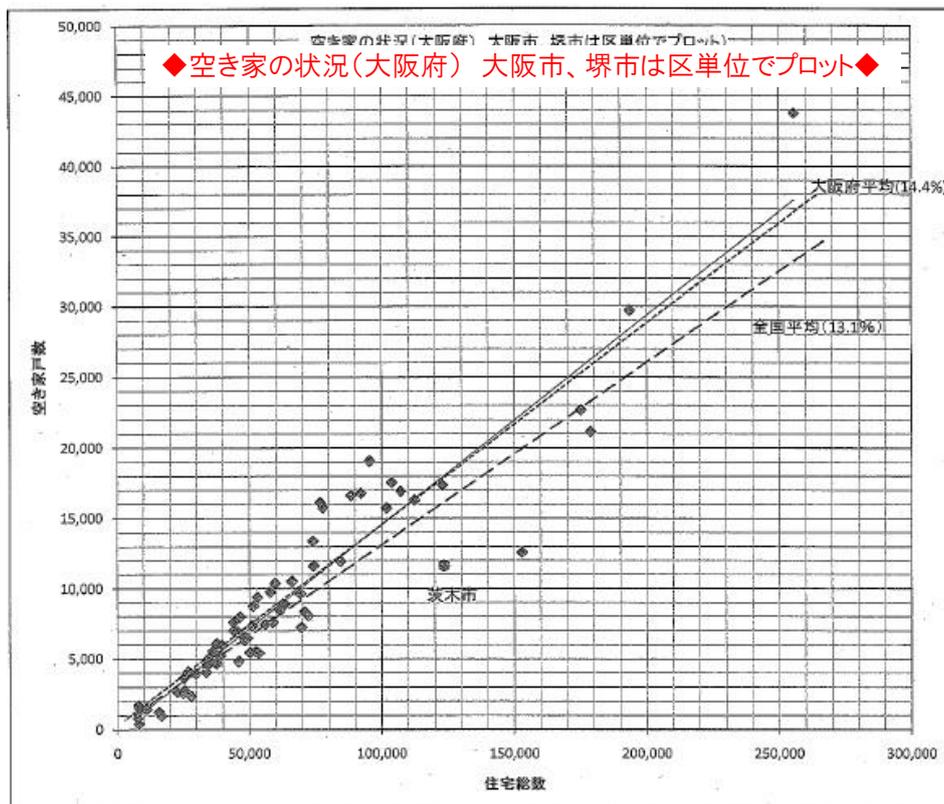
分野別計画等

- 都市計画マスタープラン

市の都市計画の基本的な方針を示し、10年後のまちの将来像と必要な施策展開方針等を整理し記載している計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	公共施設や道路をはじめ、高齢者等が利用する施設等のバリアフリー化を推進します。
1-3 障害者への支援を推進する	障害者が安全で快適に利用できる公共空間のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進します。
3-5 都市間の交流と国際化を進める	国内外を問わず、さまざまな人が利用しやすい公共空間づくりやユニバーサルデザインの導入を推進します。
5-4 地域特性を活かした都市づくりを計画的にすすめる	適切な土地利用の誘導や開発指導を行い、将来にわたり持続可能なまちをめざします。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	相当年数の経過している公園等について、住民のニーズに沿った見直し・再整備を検討します。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	都市計画道路の見直しを図るとともに、誰もが利用しやすいよう、公共交通の移動円滑化を推進します。
6-1 いごちのよい生活環境をたもつ	空き家所有者への働きかけ等、関係部局の連携により、地域の快適な生活環境の確保に努めます。
6-3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	市民自ら省エネルギー対策に取り組み、低炭素化社会に向けたまちづくりの推進に努めます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	各主体の協働により、全ての人が安全で快適に利用できるまちづくりを推進します。



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①環境負荷の低減	現状と課題	市
	<p>環境問題が深刻化している中、低炭素社会の実現のため、さまざまな取組が進められています。</p> <p>東芝工場跡地ではスマートコミュニティが構想されており、住居、商業施設、医療施設等、都市の構成要素を適正に配置し、さまざまなインフラの全体最適化を図るひとつのモデルケースとして検討が進められており、環境負荷を抑えたまちづくりや暮らしの実践が求められています。</p>	<p>東芝工場跡地でのスマートコミュニティ構想を促進します。また、既成市街地や大規模開発においてもスマートコミュニティ構想の考え方の導入の可能性について検討します。</p> <p>低炭素社会の実現に向けたまちづくりの推進のため、低炭素建築物の認定制度の普及・啓発を行います。</p>
	目標	市民
	<p>市民一人ひとりが環境保全に対する高い意識を持ち、環境負荷の低減に努めるとともに、各主体の協働により、スマートコミュニティ構想や低炭素化社会の実現に向けた取組が進められています。</p>	<p>環境問題に対する関心を持ち、積極的な情報収集や環境に配慮した住宅づくりなど、低炭素社会に向けた暮らしの実践に努めます。</p>
		事業者・団体
		<p>複合的な都市開発を計画的に進めようとする事業者は、住居、商業施設、医療施設等、都市の構成要素を適正に配置し、さまざまなインフラの全体最適化を図るスマートコミュニティ構想の考え方の導入を検討します。</p> <p>住宅供給等を行う事業者は、新たに住宅を建設する際には低炭素建築物の供給を促進するなど、環境負荷を抑えた低炭素型のまちづくり推進に努めます。</p>
②誰にも優しいまちづくりの推進	現状と課題	市
	<p>鉄道駅にはエレベーターを設置し、歩道の段差解消や音響式信号機の設置等を個別に行っていますが、バリアフリー基本構想の策定やユニバーサルデザインの導入等、さらにバリアフリー化を進める必要があります。</p>	<p>進行していく高齢社会に対応するため、公共施設や歩行者経路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進し、安全な歩行空間の確保に努めます。</p> <p>ユニバーサルデザインの導入にあたっては、関係部局が連携して取組を進めます。</p>
	目標	市民
	<p>市民や市を訪れる全ての人が安全で快適に利用できるように公共施設や歩行者経路等のバリアフリー化を実施し、分かりやすく利用しやすい公共空間の整備をするためユニバーサルデザインの導入を進めています。</p>	<p>一人ひとりがバリアフリーに対する理解を深め、地域福祉の担い手であるという自覚を持ち、地域活動への参加や社会福祉活動への支援に努めます。</p>
		事業者・団体
		<p>多数の人が利用する施設等を設置、管理する事業者は、市民や行政と連携を図り、特定建築物や道路等の公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの導入を積極的に推進し、より広域的な都市施設のバリアフリー化に努めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③危険家屋・ 老朽マンション対策	現状と課題	市
	<p>倒壊のおそれのある危険家屋への対応や、老朽マンションの建替え等に関する相談が市民から多く寄せられています。</p> <p>各市で空き家の適正管理に関する条例が制定されるなど、増加する空き家への対策が全国的に課題となっています。</p>	<p>増加する空き家の所有者への働きかけや建物の適正な管理につながる情報提供等を行い、既存ストックの活用につなげます。</p> <p>分譲マンションの適正な管理や建て替えの円滑化を図るため、民間団体との連携による情報提供や相談機能の推進を図ります。</p>
	目標	市民
	<p>老朽化した建築物への適切な対応による安全性の確保や、既存ストックを活用したまちづくりが進んでいます。</p>	<p>空き家の適正な管理や有効活用に努めます。</p> <p>事業者・団体</p> <p>不動産に関わる事業者は、市民への積極的な情報提供や相談の場の提供に努めます。</p> <p>また、自己管理する建築物の適切な管理に努めます。</p>
④都市計画施設の見直し	現状と課題	市
	<p>都市計画施設の多くは、高度経済成長期の急激な都市の拡大等に対処するために計画決定してきましたが、今日の人口減少、交通需要の減少などの社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うことが必要です。</p>	<p>都市計画施設の整備を計画的に進めるとともに、長期未着手の都市計画施設については必要性・実現性等の観点から評価を行い、適宜見直しを行います。</p>
	目標	市民
<p>都市計画施設の整備を計画的に進めるとともに、必要性・実現性等の観点から適宜見直しを行っています。</p>	事業者・団体	

施策8. 暮らしと産業を支える交通を充実させる

施策概要

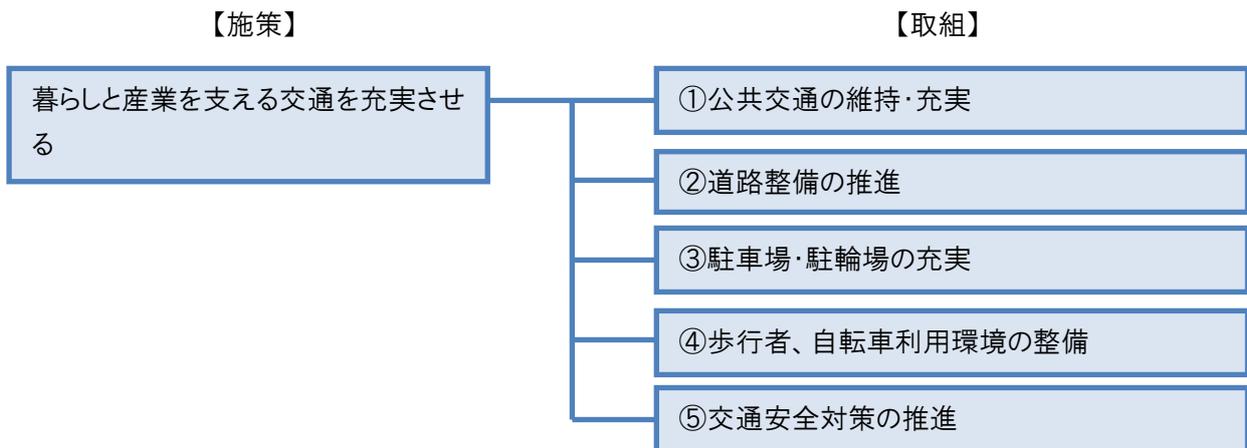
《施策の必要性》

人やモノの移動を支える交通は、さまざまな活動を支え、都市の動脈として重要な役割を果たします。今後とも、幹線道路の整備を進めて人、モノの円滑な流れを実現し、都市の活力を維持増進していかなければなりません。また、少子高齢社会においては、公共交通の維持や安全な交通環境など、交通弱者の移動の円滑化が求められています。さらに、近年は自転車の適正な利用が課題となっています。

《施策の方向性》

国土軸に位置する優位性をさらにかしていくとともに、平成 25 年度に策定した「茨木市総合交通戦略」に基づき、「住みやすい・移動しやすい」まちづくりのため、道路ネットワークの充実と強化、公共交通の利用促進や歩行者・自転車空間の安全性の向上等の総合的な交通施策を進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



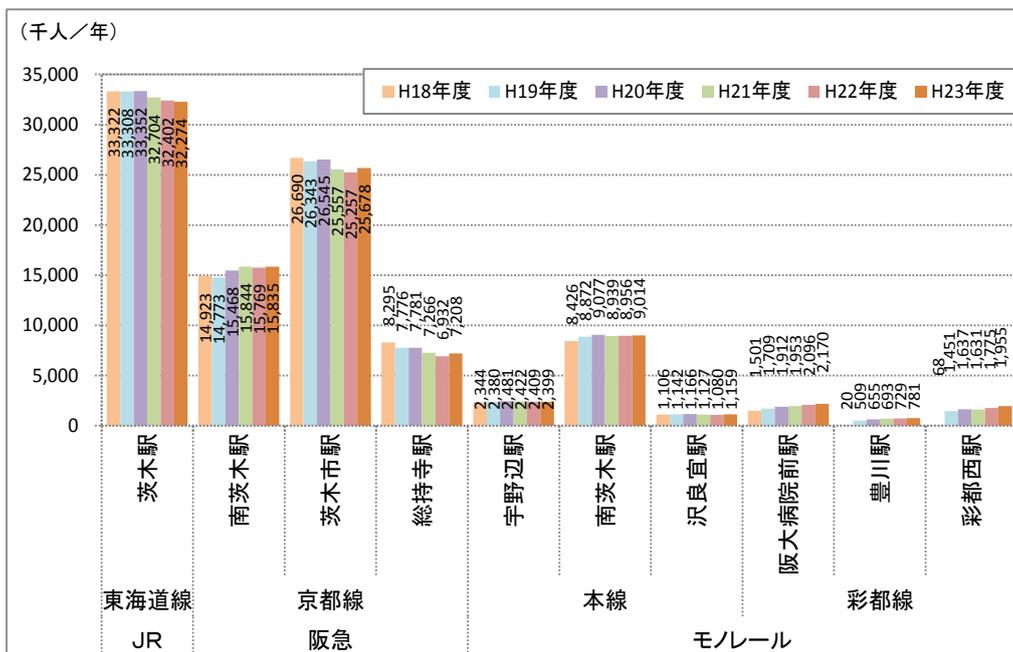
分野別計画等

- 総合交通戦略
「住み続けたい元気なまち」を実現するために、市にふさわしい交通のあり方を交通体系として整理し、歩行者、自転車、自動車と公共交通を対象とした計画的な交通施策を示す計画
- 都市計画マスタープラン
市の都市計画の基本的な方針を示し、10年後のまちの将来像と必要な施策展開方針等を整理し記載している計画
- 自転車利用環境整備計画
自転車走行空間の整備、駐輪対策の推進、自転車利用マナーの向上といった自転車利用環境の改善を図る諸施策を展開していく指針となる計画

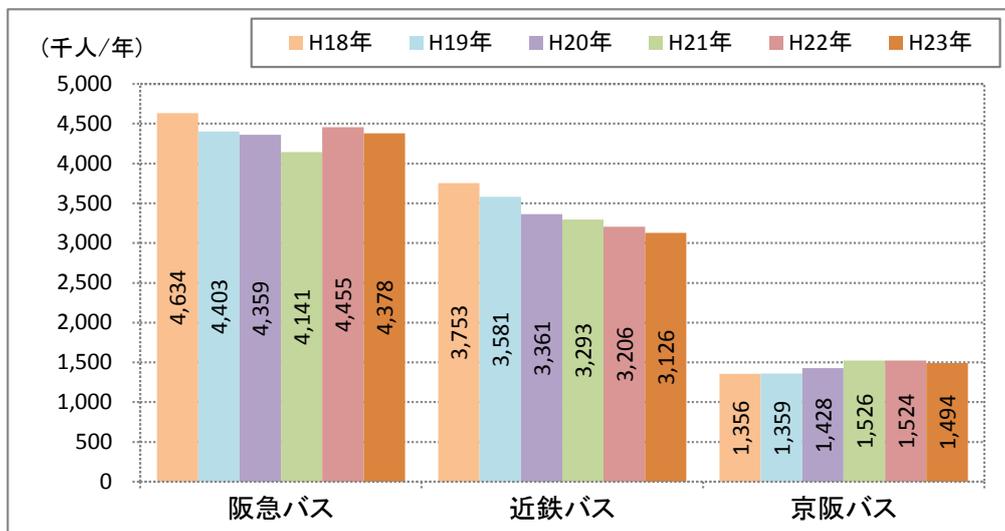
関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
4-1 災害への備えを充実させる	防災空間ともなる、道路の持つ機能に配慮した整備を行います。
5-6 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる	中心市街地・各拠点を結ぶ公共交通の利便性向上や交通環境の改善により、まち全体の活力を高めます。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	都市計画施設の整備を計画的に進めるとともに、必要に応じて、都市計画道路の見直しを検討します。

◆鉄道各駅の年間利用者数の推移◆



◆バス事業者別の年間乗車人数◆



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①公共交通の維持・充実	現状と課題	市
	鉄道や路線バスの利用者数は減少傾向となっており、今後、高齢化が進展する中で誰もが安心して外出できる交通環境を整備するため、公共交通の維持及び拡充を図ることが重要となっています。	公共交通の利用促進を図るため、交通結節点である各鉄道駅の機能強化に努め、交通環境の整備を進めます。 既存バス路線を活用した利用環境の改善を進めます。
	目標	市民
	市内ではバス路線網が維持され、多くの人が利用し、タクシーは路線バスを利用できない交通弱者など、多様な利用者のニーズに応えるサービスが提供されています。	不要不急の車利用の抑制に努めるとともに、公共交通の維持も踏まえ、移動手段として積極的に公共交通を利用します。
②道路整備の推進	現状と課題	市
	本市は大阪府内や他府県を結ぶ地域幹線軸が縦横に交差しており、広域的な交通利便性に恵まれています。 しかし、市内の都市計画道路の整備率が低く、交通処理機能が不足しており、主要な幹線道路が混雑しています。	国土幹線・広域幹線道路の整備を促進するとともに、市内幹線道路の整備を計画的に進めます。 また、防災空間としての視点からも道路整備を進めます。 都市計画道路については適宜必要性・実現性等の観点から評価を行い、計画の見直しを検討します。
	目標	市民
	市内中心部への通過交通の流入を抑制するとともに、市内幹線道路網の整備推進により、市内交通が円滑になるよう道路整備を進めます。また防災空間としての役割にも配慮します。	
③駐車場・駐輪場の充実	現状と課題	市
	駅周辺等における市営駐車場や駐輪場の整備が進み、路上駐車や路上駐輪は減少傾向にありますが、駐輪場については収容台数の不足等の問題を抱えています。	公共駐車場の維持に努めるとともに、駅周辺等における公共駐輪場の整備充実にも努めます。交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進します。
	目標	市民
	交通の状況や地域の特性に応じた駐車場・駐輪場の整備が進んでいます。	駐車場や駐輪場の積極的な利用により、路上駐車・路上駐輪の低減に努めます。 交通ルールやマナー、駐輪や駐車ルールを守ります。
		事業者・団体
		交通事業者は、情報提供や事業者間連携による乗り換え利便性の向上等により、公共交通の整備を進め、市民の利用促進を図ります。
		事業者・団体
		鉄道事業者及び路線バス事業者、駐車需要施設の設置者などは利用者のために必要な自転車等駐車場を設置するよう努めます。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④歩行者、自転車利用環境の整備	現状と課題	市
	市の中心部では自転車と歩行者がともに多く、自転車通行可能な歩道において混在する状況となっているため、歩行空間や自転車利用環境の整備が求められています。	歩行者専用道路や自転車道などの整備を進め、都市施設を結ぶ歩行者自転車空間ネットワークを図ります。 自転車利用環境を向上させる取組を進めます。
	目標	市民
	歩行者、自転車、自動車の通行空間の分離などによる安全な歩行空間の確保が進むとともに、自転車利用環境の向上により、安全な歩行者、自転車通行が可能となっています。	徒歩による移動や自転車利用のルールを守ります。
⑤交通安全対策の推進	現状と課題	市
	本市の事故発生件数は減少傾向ですが、更なる安全な道路環境の形成、交通ルールやマナー向上に対する啓発活動の強化が必要になっています。	交通安全施設等の整備により、安全な道路環境の形成に努めます。 歩行者、自転車利用者を対象に、通行ルールやマナーの啓発及び周知活動を行います。
	目標	市民
	安全な道路環境の形成を進めるとともに市民の交通意識を高めることで、事故の発生件数が減少し、安全かつ快適に通行できています。	自転車と歩行者との譲り合い等、交通に対する知識を高めるため、交通に関する学習への参加等、交通ルールやマナーの向上に努めます。
		事業者・団体
		事業者は、従業員にレンタサイクルの活用等、自転車の利用を促進するとともに、安全意識の啓発に努めます。
		事業者・団体
		交通管理者は、効果的な交通規制の推進、交通ルールやマナーの啓発に努めます。

施策9. 市民・民間による都市づくりを促進する

施策概要

《施策の必要性》

本市は、地域住民の主体的な取組による地区計画等の策定を積極的に展開してきました。また、(仮称)JR 総持寺駅の整備など、民間事業者と市が協力して取り組んでいる計画が進んでいます。さらに、我が国では、一定の区域を事業者や住民自ら経営するといった新しい動きが始まっています。このような動きを踏まえ、地域住民、民間事業者が、自ら地域をマネジメントすることも想定した取組が必要となります。

《施策の方向性》

まちづくりに関する知識の普及、情報の提供、まちづくり活動への支援を継続して進め、住民主体のまちづくりの促進に努めるだけでなく、民間事業者と協力して進める新しいまちづくりについても検討、推進し、本市の魅力と活力を発信していきます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

● 都市計画マスタープラン

市の都市計画の基本的な方針を示し、10年後のまちの将来像と必要な施策展開方針等を整理し記載している計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
5-4 地域特性を活かした都市づくりを計画的にすすめる	民間活力等の活用や地域住民の活動の支援により、地域の特性をいかすまちづくりを進めます。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	住民、事業者、行政の連携・協働により、良好な住環境の整備に努めます。
5-6 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる	民間事業者との協働により、時代の変化に対応する安全・安心な都市環境の整備に努めます。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	まちづくりに関する制度の普及や情報提供に努め、地域住民による主体的なまちづくりを支援します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	民間事業者や市民、NPO等と連携・協働し、魅力あるまちづくりに積極的に取り組みます。

◆地区計画 決定数(平成 26 年 3 月 31 日現在)◆

	箇所数	面積
平成 4 年度	1	8.9
平成 7 年度	1	579.1
平成 8 年度	2	8.2
平成 9 年度		
平成 10 年度		
平成 11 年度	6	65.6
平成 12 年度		
平成 13 年度	3	14.5
平成 14 年度	5	13.7
平成 15 年度	1	0.8
平成 16 年度	1	0.2
平成 17 年度	1	21.3
平成 18 年度	1	2.8
平成 19 年度	2	17.9
平成 20 年度	1	7.4
平成 21 年度	1	3.9
平成 22 年度	2	7.2
平成 23 年度	3	5.8
平成 24 年度	1	10
平成 25 年度	1	2
計	33 箇所	769.3 ha

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①民間との連携、活力の活用	現状と課題	市
	<p>民間の開発において、公共施設の整備や市民が利用できる施設が設置されるなど、民間と連携したまちづくりが進んでいます。</p> <p>また、民間の創意工夫等をいかした地域の整備や維持管理の視点が求められています。</p>	<p>指定管理者制度や PFI 事業等を活用した公共施設の整備・管理運営や都市計画提案制度等の適切な運用に努めます。</p> <p>大規模な開発等の新たなまちづくりにおいては、民間と協力しながらまちづくりを進めます。</p>
	目標	市民
	<p>地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるために、都市計画制度や民間活力等を活用したエリアマネジメントの取組が進み、地域の魅力が向上しています。</p>	事業者・団体
		<p>民間開発事業者は、公共サービスに対する市民ニーズの高度化・多様化に対して、民間主体のノウハウ・創意工夫・柔軟性等をいかし、ニーズに即した地域の担い手となり、新たなまちの魅力の創出をめざします。</p>
②市民による地域づくり	現状と課題	市
	<p>地区計画の決定や建築協定、景観協定の締結など、地域住民等による地域環境の保護等の取組が進んでいます。</p> <p>まちづくり塾やまちづくり寺子屋等を開催し、市民のまちづくりに関する知識の普及等に努めています。</p> <p>今後も、さまざまな主体との協働により、住民の活動を支援していくことが望まれます。</p>	<p>地域住民等による地域環境の保全等の取組に対し、必要な支援を行い、地域の状況に応じた制度の活用を促進します。</p> <p>まちへの関心を高めるため、市民や事業者へのまちづくりに関する情報提供や交流の場を設けます。</p>
	目標	市民
	<p>地域における住民の主体的な活動を支援することにより、住民による地域づくりが進んでいます。</p>	事業者・団体
		<p>大規模な宅地開発等の新たなまちづくりにおいて、開発事業者は、地域の状況に応じた制度を活用し、良好な地域環境の形成に努めます。</p> <p>まちづくりの専門家やNPO等は、住民の主体的なまちづくり活動に対し、各団体の専門的な見地から支援や協力を行います。</p>

施策1. いごちの良い生活環境をたもつ

施策概要

《施策の必要性》

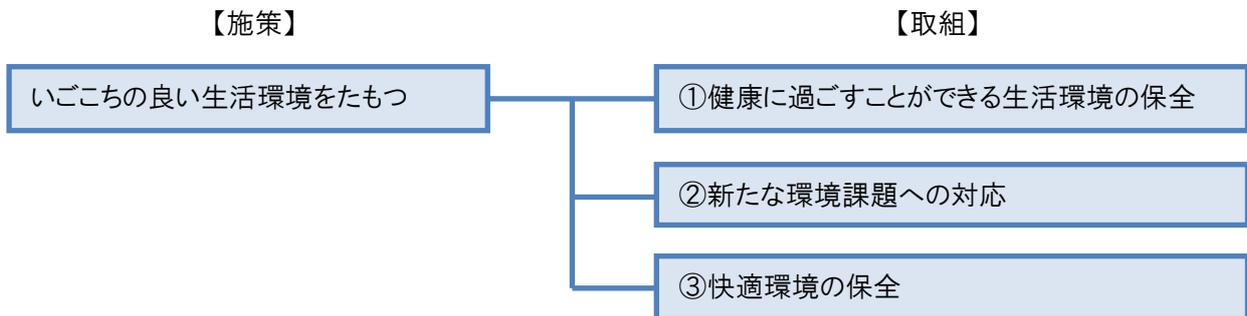
事業活動に伴う大気・水環境への影響については、法令等の整備により改善が進んでいますが、生活排水への対策や騒音、悪臭などの身近な環境課題、さらには、化学物質の適正管理、ライフサイエンス系施設の増加などの新たな環境課題への対応を図るため、一層の施策の推進を図る必要があります。

環境美化については、快適な生活環境を確保するため、引き続き、環境美化活動の推進や市民マナー意識の向上を図る必要があります。

《施策の方向性》

大気・水環境等の環境監視を続けるとともに、事業者に対する指導や公共下水道・公設浄化槽の整備により、環境の保全についての取組を進めていきます。また、環境美化などについての意識啓発を進め、市民一人ひとりのマナーが向上し、いごちの良い生活環境を保ちます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

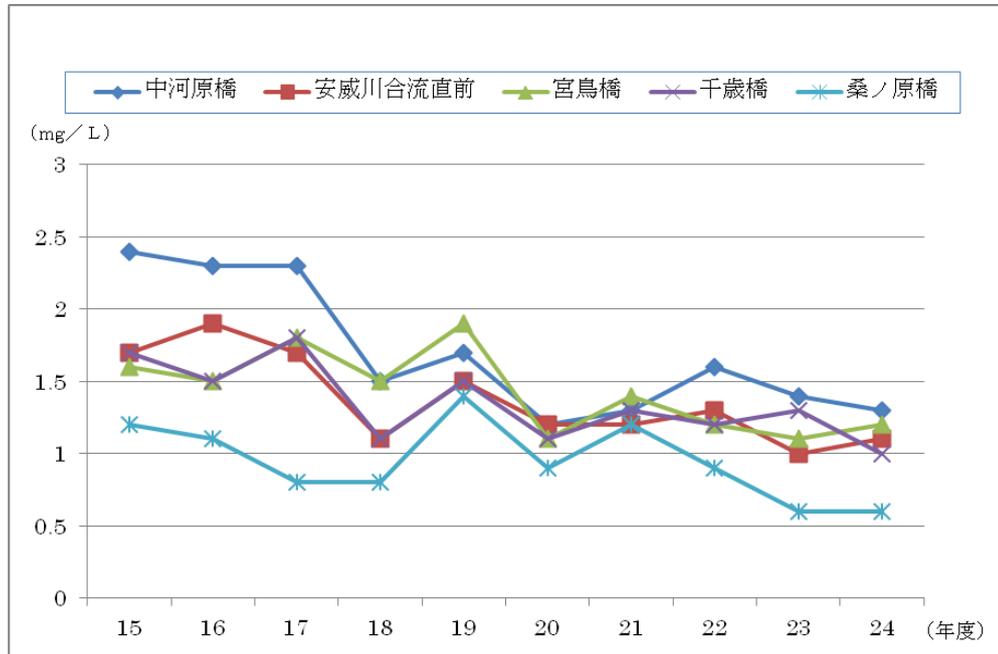
- 第2次茨木市環境基本計画

茨木市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画

- 茨木市一般廃棄物処理基本計画

市民・事業者・市が協力し、「循環型社会の形成」を更に推進するため、家庭系ごみ・事業系ごみの減量目標・実施施策を定める計画

◆環境基準点における生物化学的酸素要求量(BOD)75%値の経年変化◆



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①健康に過ごすことができる生活環境の保全	現状と課題	市
	大気質、河川水質等の生活環境の状況については、概ね環境基準が達成されていますが、一部物質や一部地点では、環境基準を達成できていません。生活排水の未処理水が公共用水域に流れていることが、その要因の一部です。	生活環境に被害が生じないように、公害関係法令に基づく事業所指導を行うとともに、公共下水道等の施設整備により、生活排水対策を進めます。 また、大気質、水質及び騒音の常時監視を引き続き実施します。
	目標	市民
	大気、水等の環境が良好な状態で維持されています。 生活排水が適正に処理されています。	公共下水道による供用開始区域では下水道に、公設浄化槽区域では浄化槽排水設備に、それぞれ早期に接続します。
②新たな環境課題への対応	現状と課題	市
	事業所における化学物質の使用やライフサイエンス系施設の設置により周辺環境に影響が及ばないように、適正な管理運営に向けての事業所指導を進める必要があります。 大規模災害発生に備えた環境リスクの低減を図るための取組が求められています。	化学物質を取り扱う事業所に対してPRTR制度(※)に基づく適正管理を指導するとともに、ライフサイエンス系施設設置者とは環境保全協定を締結して周辺環境の保全を行うよう指導します。
	目標	市民
	化学物質を取り扱う事業所では使用の低減と適正管理が行われ、ライフサイエンス系施設では環境保全協定が守られ、周辺環境が良好な状態で維持されています。	事業者・団体
		規制の対象となる事業所は、法令等を守り、大気、水等の環境が良好な状態になるよう努めます。
		事業者・団体
		化学物質を取り扱う事業所やライフサイエンス系施設は、周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を講じます。

※PRTR(Pollutant Release and Transfer Register:化学物質排出移動量届出制度)とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③快適環境の 保全	<p align="center">現状と課題</p> <p>美観を損ねるたばこ・空き缶等のポイ捨て、不法広告物、家電製品の不法投棄などが後を絶たない状況にあります。 ペットの糞尿などの苦情やトラブルが発生しており、快適な生活環境を維持するための対策が必要です。</p>	<p align="center">市</p> <p>環境美化意識向上のため、たばこ・空き缶等のポイ捨て、家電製品の不法投棄などに対する指導・啓発を行います。 ペットを適正に飼育してもらうよう周知・啓発を行います。</p>
	<p align="center">目 標</p> <p>モラル・マナーの向上で快適な生活環境が保たれています。</p>	<p align="center">市 民</p> <p>自らルールを守り、快適な生活環境の保全に努めます。 常に環境美化意識の向上に努め、各種活動に参加します。</p>
		<p align="center">事業者・団体</p> <p>自治会等、地域の団体が市と協力して、問題解決に努めます。</p>

施策2. バランスの取れた自然環境をつくる

施策概要

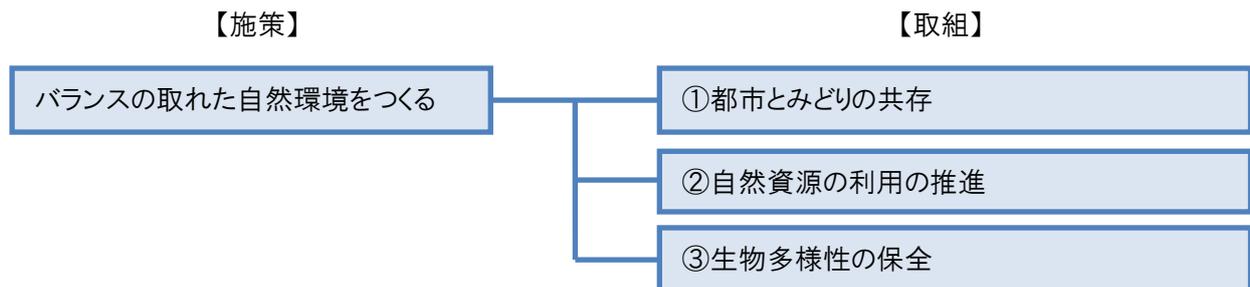
《施策の必要性》

多様な生きものが棲み、みどり豊かな自然環境を創造する観点から、本市のみどりの特徴である北摂山系の森林や農地などを保全するとともに、身近に緑があふれ、動植物と触れあえる取組が必要です。また、都市化に伴うヒートアイランド対策として、市街地に緑を増やす取組が必要です。

《施策の方向性》

みどりを育む取組や生態系への配慮を推進するとともに、身近な「まちの緑」「農地」「里山」「水辺」を保全し、自然と触れ合う機会の創出に取り組み、人の生活と自然とのバランスの取れた自然環境を創ります。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 第2次茨木市環境基本計画

茨木市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画
- 里山保全構想・基本計画

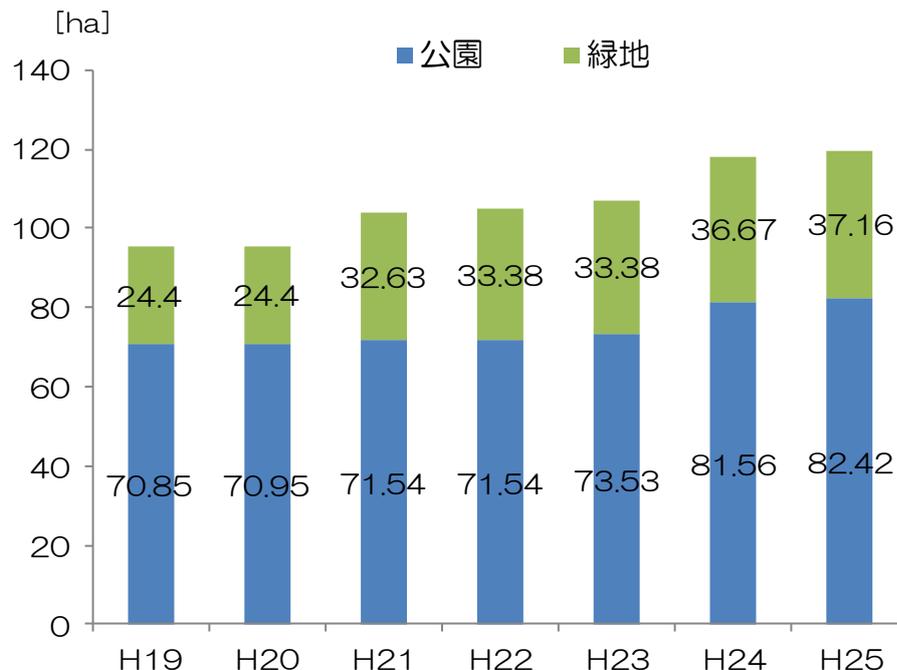
放置森林が増加している里山について、自然とふれあいの場として都市農山村の交流を通じた地域振興をめざすため、里山保全に取り組んでいく上での基本的な方針を定める計画
- 緑の基本計画

緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を定める計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	小学生を対象に、市域の様々な動植物と身近にふれあえる機会を創出します。また、特定外来性生物について、正しく理解をしてもらうため、啓発を行います。
5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	里地・里山の保全と活用を図るため、農業の担い手を養成するほか、森林保全ボランティア活動等に対して支援を行います。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	整備後、相当年数が経過している公園について、住民ニーズや地域の実情に即した再整備を検討します。開発にあたっては緑空間の確保や配置に留意した指導に努めるほか、公共施設の整備にあたっては、環境との調和に努めます。
6-1 いごちのよい生活環境をたもつ	水生生物と触れあう環境学習において判定された河川水質を環境省に報告し、全国水生生物調査に参加します。

◆市街地の公園・緑地面積◆



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①都市とみどりの共存	現状と課題	市
	<p>市街地のみどりについては、緑化推進やヒートアイランド対策の観点から、緑を増やす取組をさらに進めるとともに、街路樹や公園樹の成長により、市民のさまたげとならないよう保全を進める必要があります。</p> <p>本市の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する計画である「緑の基本計画」と整合を図りながら、取組を進める必要があります。</p>	<p>地域や街角から緑あふれる環境づくりを促進します。</p> <p>身近な水辺の保全と創出に努めます。</p> <p>みどりのカーテンや屋上緑化など、ヒートアイランド対策としての緑化を進めます。</p>
	目標	市民
	<p>市民や事業者・団体が、みどりの必要性を認識し、緑化活動や水辺の保全が進んでいます。</p> <p>また、公園や水辺は、市民で賑わっています。</p>	<p>地域で緑化活動に努めます。</p> <p>家庭でも花木を育てます。</p>
		事業者・団体
		<p>事業者は、管理地の緑化に努めるとともに、地域の緑化活動に協力します。</p>
②自然資源の利用の推進	現状と課題	市
	<p>里地・里山は、木材利用の減少や担い手不足から、手入れが行き届かなくなってきたり、多様な主体による保全活動が必要です。</p> <p>農業用のため池や水路は、遊休農地の増加により、機能の維持が困難になってきています。</p> <p>豊かな里山と農地を持続的に保全していくためには、保全活動だけでなく、利活用することで循環の仕組みを構築していくことが重要です。</p>	<p>減化学肥料・減農薬による環境に配慮した農業の取組を支援します。</p> <p>森林保全ボランティアや農業の担い手を養成し、遊休農地や放置森林とマッチングを進めます。</p>
	目標	市民
	<p>美しい里地・里山が保全され、環境に配慮した農地の活用が進んでいます。</p> <p>また、間伐材などの有効利用が多面で進んでいます。</p>	<p>周辺環境の保全などのボランティア活動について主体的に参加します。</p>
		事業者・団体
		<p>森林組合等は間伐材等を有効利用し、事業者は森林や農地の保全活動に参加します。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③生物多様性の保全	現状と課題	市
	<p>放置森林が増え、動植物の生態系に変化が見られます。</p> <p>都市開発が進む中で、都市部の生物の多様性が失われつつあります。そのため、みどりを保全し、生きものをつなごう取組を創出する必要があります。</p> <p>「生物多様性」の概念は市民に浸透しているとは言い難いことから、市民が知る機会を創出したり、自然と触れ合う機会を設けたりすることが重要です。</p>	<p>水辺や公園、里地・里山を保全することで、動植物の生息・生育環境を整え、生きものと触れ合える場を創ります。</p> <p>特定外来生物をはじめとする外来生物について、生息・生育状況や市民などの役割を周知・啓発します。</p>
	目標	市民
	<p>生きものや自然と触れ合う機会が増えています。</p> <p>多様な生きものが生息・生育できる環境が整っています。</p>	<p>地域に生息・生育する生きものを大切にします。</p> <p>生きものや自然と触れ合う機会を増やします。</p> <p style="text-align: center;">事業者・団体</p> <p>事業者は、管理地の生態系の保全・確保に努めるとともに、地域の生態系の保全・回復に協力します。</p>

施策3. ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす

施策概要

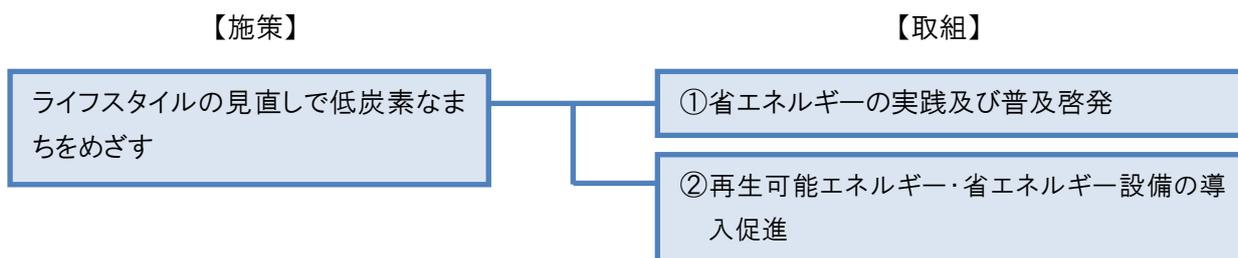
《施策の必要性》

日々の暮らしや事業活動から、CO₂排出量が増加したことで、異常気象などが起こり、地球規模での問題となっています。また、東日本大震災以降の社会情勢などから、低炭素な暮らしや事業活動が求められています。CO₂排出量削減に向け、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー対策の推進を図るほか、環境問題に気づき、意識を高め、行動につながる取組が必要です。

《施策の方向性》

市が率先して省エネルギー対策を行うとともに、市民や事業者と連携して、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進に努めます。また、情報交換の場を通じてさまざまな主体が連携し、新たな取組の輪を広げ、ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざします。

《施策を実現するための取組の体系》



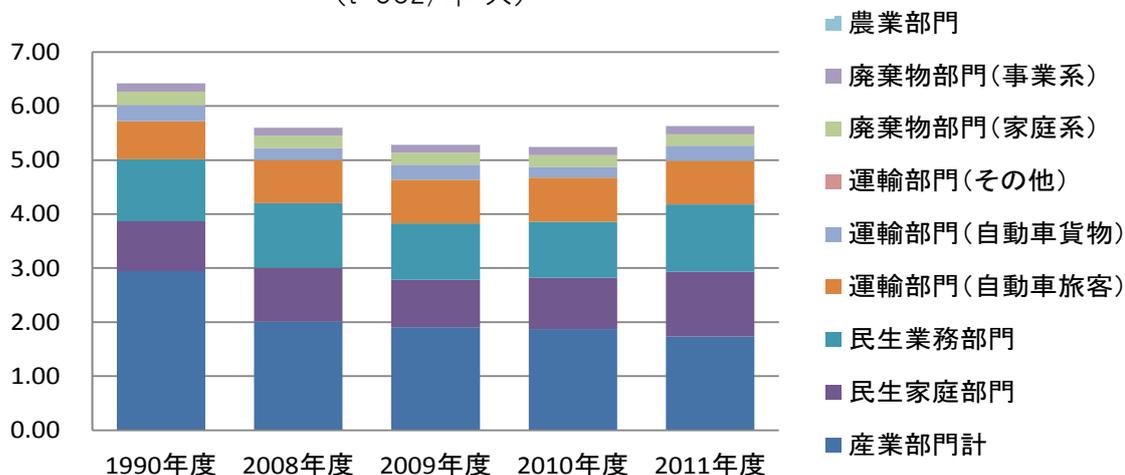
分野別計画等

- 第2次茨木市環境基本計画
茨木市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画
- 茨木市地域エネルギービジョン
本市の市域特性を踏まえ、新エネルギー・省エネルギーの導入及び普及の基本方針等を定める計画
- 茨木市地球温暖化対策実行計画
「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づく地球温暖化対策実行計画(区域施策)として、地域の特性を踏まえた温室効果ガスの削減目標を定め、総合的かつ計画的にする施策を定める計画
- エコオフィスプランいばらき(第4版)
市自らが消費者・事業者として取り組むべき環境配慮を徹底し、環境への負荷の少ない職場づくりを進めるための取組等を定める計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
2-3「生きる力」を育む教育を推進する	地球温暖化をはじめとする様々環境問題について、子どもたちへの理解を深めるため、環境学習プログラム等を活用した学習会を実施します。
4-4 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める。	環境に配慮した行動につながる取組を推進します。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	東芝工場跡地でのスマートコミュニティを推進します。また、既存市街地や大規模開発においてもスマートコミュニティ導入の可能性について検討します。低炭素社会に向けた住まいと住まい方の推進のため、低炭素建築物の認定制度の普及・啓発を行います。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	茨木市総合交通戦略に基づき、地域交通における円滑な交通の確保と将来を見据えた魅力あるまちづくりを進めるため、総合的な交通のあり方や必要な施策に関してハード、ソフトの両面からの取組を行います。
6-1 いごちの良き生活環境をたもつ	低公害車の普及啓発により、大気環境の改善に努めます。

◆市域の1人あたりの温室効果ガス排出量の部門別推移◆
(t-CO₂/年・人)



※ 温室効果ガス排出量の計算に用いている、電気の使用に伴うCO ₂ 排出係数は、火力発電所の稼働率等によって毎年変動します。				
電気の使用に伴うCO ₂ 排出係数 (関西電力(株))				
1990年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
0.353	0.366	0.355	0.294	0.311
単位：kg-CO ₂ /kWh				

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①省エネルギーの実践及び普及啓発	現状と課題 茨木市地球温暖化対策実行計画に基づき、市民等の環境に配慮した行動を促すため、市民団体等と連携し、環境家計簿(※)の普及促進や環境講座の実施など意識啓発の取組を進めています。家庭や事業所などからのエネルギー使用量は増加傾向にあり、より一層の省エネ化への取組が必要です。	市 市民・事業者の取組を促進することにより、ライフスタイルの省エネ化を推進します。 市民、事業者と連携した取組を推進するため、情報交換の場を提供します。
	目標 市民等の環境に関する意識が高まり、省エネルギーの実践が進んでいます。	市民 環境意識を高め、省エネルギーを実践しています。 環境問題に気づき、意識を高め、行動を起こします。
		事業者・団体 事業者は、省エネ型製品・サービスの普及・開発を進めます。 事業者は、新しく得た情報を活用し、省エネルギーを実践します。
②再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	現状と課題 再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を図るため、市自らが公共施設へ導入するとともに、市民等へ太陽光発電システム等の補助制度を実施しています。 昨今の社会情勢から、低炭素な暮らしや事業活動が求められています。	市 公共施設では、再生可能エネルギーなどを率先導入します。 再生可能エネルギー等を導入する市民や事業者を支援します。
	目標 化石燃料に依存しない、再生可能エネルギーの導入により、低炭素な暮らしや事業活動の普及が進んでいます。	市民 住宅や設備・家電、住まい方を見直し、低炭素な暮らしを選択します。 新築やリフォームなどの機会に再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を検討し、導入します。
		事業者・団体 事業者は、事業活動に伴う設備の省エネ改修等を行い、低炭素な事業活動に努めます。 事業者は、設備改修にあたっては、再生可能エネルギーや効果的にエネルギー使用量を削減できる設備を選びます。

※環境家計簿とは、家庭で使用する電気・ガス・水道・ガソリン・灯油などの使用量や、普通ごみの排出量を記録し、それらをCO2の量に換算して「見える化」するものです。これにより、家庭が地球環境に与える影響を知り、エネルギーの無駄遣いを減らす行動につながります。

施策4. きちんと分別で資源の循環をすすめる

施策概要

《施策の必要性》

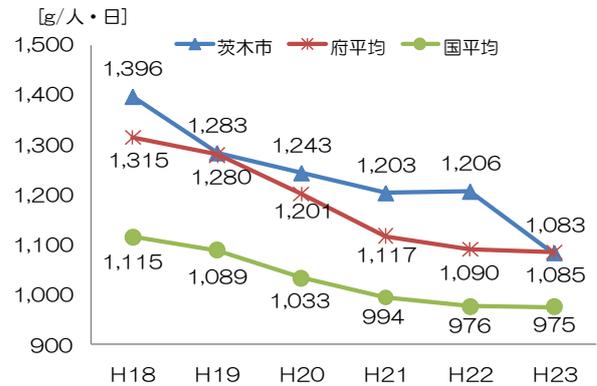
限りある資源を大切にするとともに効率的に使用し、環境への負荷を減らす循環型社会の構築が求められています。資源の循環とごみの減量化を図るため、3R(※)の推進や再生資源集団回収団体への支援のほか、ごみ処理施設の適正な維持管理などの取組を実施しています。さらなる分別の徹底と資源の循環を図るため、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の取組を推進する必要があります。

《施策の方向性》

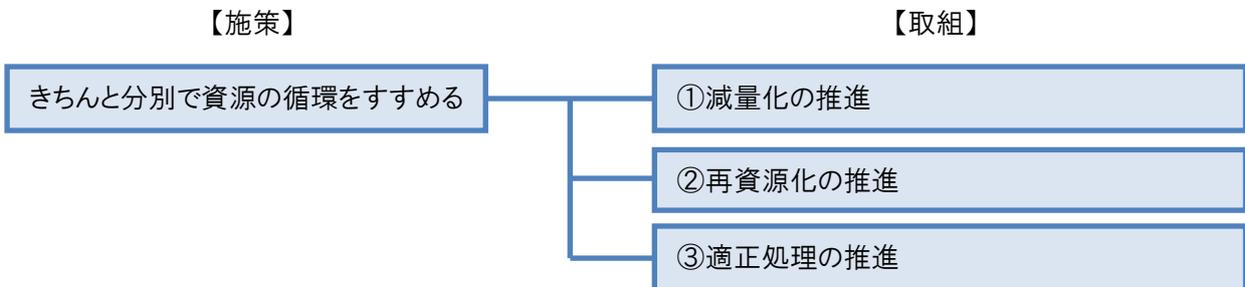
資源の循環とごみの減量化を図るため、新たな分別品目の追加検討を行うとともに、市民等への意識啓発に努めるほか、処理施設については、炉の更新に向けて計画的に取り組めます。

また、市民、事業者は、ごみの発生抑制、再資源化に努め、きちんとした分別で資源の循環を進めます。

◆ 1人1日あたり平均ごみ排出量の推移 ◆



《施策を実現するための取組の体系》



関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
2-3「生きる力」を育む教育を推進する	小・中学生を対象に、もったいないを基本とした3Rの出前講座を実施します。
4-4 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める。	消費者関係団体と連携した講座を実施するなど、消費者教育に努めます。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	自治会から推薦された廃棄物減量等推進員と連携し、地域での活動を支援します。

※3Rとは、ごみを減らすために大切な3つの行動、Reduce(リデュース:発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再生使用)の頭文字をとって作られた言葉。順番どおりに取り組むことが大切です。

分野別計画等

- 第2次茨木市環境基本計画

茨木市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画
- 茨木市一般廃棄物処理基本計画

市民・事業者・市が協力し、「循環型社会の形成」を更に推進するため、家庭系ごみ・事業系ごみの減量目標・実施施策を定める計画

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①減量化の推進	現状と課題 家庭系ごみ、事業系ごみともに減量化を進めていますが、現行の一般廃棄物処理基本計画の減量目標には到達しておらず、さらなる取組が必要です。	市 家庭系ごみは、市民への意識啓発を行い、更なるごみの減量化を図ります。 事業系ごみは、啓発を行うとともに、搬入物検査等により、減量化を図ります。
	目標 家庭系ごみや事業系ごみが減少しています。 不適正ごみの搬入を未然に防ぎ、ごみの減量化・適正化が図られています。	市民 ごみの発生を抑制し、再使用及び再生利用を心がけるとともに、フリーマーケットやリサイクルショップの活用など、ごみの減量に努めます。
		事業者・団体 事業者は、ごみの発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進します。 分別を行い、適正に排出します。
②再資源化の推進	現状と課題 家庭系ごみは、資源物の分別収集のほか、集団回収、拠点回収、店頭回収を促進し、再資源化を推進しています。 事業系ごみは、事業所訪問や搬入物検査等により、再資源化の指導や啓発をしています。 また、さらなる資源の循環が進むような取組が必要です。	市 家庭系ごみは、集団回収、拠点回収、店頭回収により再資源化を促進します。 事業系ごみは、啓発や事業所訪問により、再資源化を促進します。
	目標 家庭や事業者のごみが、きちんと分別がされています。 ごみの資源化率が上昇しています。	市民 資源物は分別し、地域の集団回収に協力します。 店頭回収を積極的に活用します。
		事業者・団体 事業者は、紙類・食品廃棄物等の再資源化を進めます。 スーパー・小売店舗などは、店頭回収やエコショップ制度に登録するなど、再資源化の推進に取り組めます。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③適正処理の 推進	<p align="center">現状と課題</p> <p>ごみ処理施設については、長寿命化計画に基づき、効率的に運転されていますが、さらにごみ処理経費の抑制に努める必要があります。 炉の更新を含む処理施設の整備計画について検討する必要があります。</p>	<p align="center">市</p> <p>効率的な収集から処分までの方法や経費負担のあり方について、見直しを進めます。 本市のごみ行政の将来的な姿を踏まえ、適切な時期に炉の更新に取り組みます。</p>
	<p align="center">目標</p> <p>ごみが適正に分別収集され、資源の循環が進んでいます。 ごみの効率的な処理に努め、ランニングコストの抑制が図れています。 新たな炉の建設が進んでいます。</p>	<p align="center">市民</p> <p>ごみと資源物を適正に分別して排出することに努めます。</p>
		<p align="center">事業者・団体</p> <p>事業者は、自らの責任において、市とともに事業系ごみの発生と排出を抑制しつつ、再資源化にも努めます。</p>